

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和6年度第4回)議事録

1 開催日時 令和6年10月24日(木) 開会:午後2時00分、閉会:午後3時32分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階災害対策室

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	栗林 典代
副会長	大熊 賢滋	委 員	石井 美喜男
委 員	太田 輝男	委 員	望月 英太郎
委 員	井上 裕二	委 員	松並 秀年
委 員	矜田 稲子	委 員	石川 尚子
委 員	井村 紀子	委 員	佐々 美穂
委 員	山本 賀奈恵	委 員	岡寄 圭次郎

(欠席委員)

委 員	中村 武仁
-----	-------

4 出席職員

福祉部長	金子 則彦	高齢者支援課長	川邊 孝昭
介護保険課長	小幡 久美子	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	鹿島 健志	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ
介護保険課 管理班長	渡辺 徳人	高齢者支援課 主査	松尾 孝洋
介護保険課 管理班 主幹	野呂 幸晴		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	1人
------	----	------	----

6 次 第

1 開 会

2 辞令交付

3 市長あいさつ

4 委員紹介

5 袖ヶ浦市介護保険運営協議会会長及び副会長の選出について

- 6 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について
- 7 介護保険事業の概要について
- 8 地域包括支援センターの概要について
- 9 議題
 - (ア) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
 - (イ) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
 - (ウ) 袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について
 - (エ) 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (オ) その他
- 10 閉 会

7 議 事

事務局 (渡辺班長)	本日はご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 出席の報告をいただいております皆様、全員お揃いですので始めさせていただきます。 はじめに辞令の交付を行います。粕谷市長から皆様に辞令を交付させていただきますので、自席でご起立のうえ、お受け取り願います。
	辞令交付(略)
事務局 (渡辺班長)	ここで粕谷市長から「ごあいさつ」を申し上げます。
	市長あいさつ(略)
事務局 (渡辺班長)	誠に申し訳ございませんが、市長におきましては、所用により、ここで退席させていただきます。
	市長退席
事務局 (渡辺班長)	続きまして、委員紹介ですが、私から紹介をさせていただきます。本日配付させていただきました委員名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。
	委員紹介(略)
事務局 (渡辺班長)	続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。
	事務局職員紹介(略)
事務局 (渡辺班長)	続きまして、会長及び副会長の選出でございます。 会長及び副会長につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「会長及び副会長は、委員の互選によって選出する」こと

	になっております。 まず、会長の選出につきまして、ご意見等ございますでしょうか。
大熊委員	杉浦委員を推薦します。 杉浦委員は、袖ヶ浦市社会福祉協議会の理事として、高齢者福祉に精通しており、当運営協議会の委員を再任されている方の一人であり、当運営協議会の運営状況を把握されているため、会長として適任であると思います。
事務局 (渡辺班長)	ただいま、会長を杉浦委員にお願いしたいとの意見がございましたが、いかがでしょうか。 会長の選出について、推薦と、ご賛同の声をいただいておりますが、杉浦委員はいかがでしょうか。
杉浦委員	推薦をいただきましたので、僭越でございますが、会長職を引き受けさせていただきます。
事務局 (渡辺班長)	それでは、会長につきましては、杉浦委員に決定することといたします。 続きまして、副会長の選出でございます。 副会長の選出につきましては、ご意見等ございますでしょうか。
石井委員	大熊委員を推薦します。 大熊委員は、当運営協議会の委員を再任されている方の一人であり、今回の委員改選前の運営協議会の副会長を務めていただきました。当運営協議会の運営状況を把握されているため、会長のサポート役である副会長として適任であると思います。
事務局 (渡辺班長)	ただ今、副会長を大熊委員にお願いしたいとの意見がございましたが、いかがでしょうか。 副会長の選出について、推薦と、ご賛同の声をいただいておりますが、大熊委員はいかがでしょうか。
大熊委員	微力でございますが、副会長職を受けさせていただきます。
事務局 (渡辺班長)	それでは、副会長につきましては、大熊委員に決定することといたします。 会長、副会長の就任にあたりまして、一言ずつご挨拶をお願いいたします。 はじめに、杉浦会長よりお願いします。
	杉浦会長あいさつ(略)
事務局 (渡辺班長)	ありがとうございました。 続きまして、大熊副会長をお願いします。
	大熊副会長あいさつ(略)
事務局 (渡辺班長)	ありがとうございました。 会議の進行は、袖ヶ浦市 介護保険運営協議会規則 第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、杉浦会長にお願いしたいと思います。 杉浦会長におかれましては、恐れ入りますが、議長席に移動をお願いいたし

	ます。
	(杉浦会長が席を移動)
事務局 (渡辺班長)	ただいまの出席委員は14名でございます。したがって、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和6年度第4回袖ケ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、中村委員が所要のため欠席との報告をいただいております。 続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 事前に送付させていただいた資料ですが、会議次第、6袖ケ浦市介護保険運営協議会の概要について、7介護保険事業の概要について、8地域包括支援センターの概要について、参考資料1、参考資料2、参考資料3-1、参考資料3-2、参考資料3-3、議題(ア)資料、議題(イ)資料、議題(ウ)資料、議題(エ)資料、以上次第を含めて15点でございます。 事前に送付した資料とは別に、机の上に委員名簿と市内事業所一覧表を、新しく委員になられた方には袖ケ浦市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画と令和6年度版「みんなのあんしん介護保険」を配付させていただきました。 不足等はございませんでしょうか。 それでは杉浦会長、進行をお願いいたします。
杉浦会長	会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡辺班長)	本日の会議は、公開でございます。議事録につきましては、市ホームページ及び市役所中庁舎3階市政情報室にて公開してまいりますのでご了承ください。 また、本日の傍聴人は 1 名です
杉浦会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 傍聴の方につきましては、配付いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。 まず、「6 袖ケ浦市介護保険運営協議会の概要について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (渡辺班長)	【「6 袖ケ浦市介護保険運営協議会の概要について」に関する説明】
杉浦会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。 ありがとうございました。 3分の2の方が初めてということで我々介護保険運営協議会の概要についてでございます。我々のことに関わることでございますので、どんなことでも結構でございます。何かありましたら、遠慮なく挙手いただきたいと思います。い

	かがでしょうか？
井上委員	費用負担関係者とはどういうことでしょうか。
事務局 (野呂主幹)	費用負担されている方については65歳以上の方が1号被保険者で40歳から64歳までが2号被保険者ということで、勤労されている方からも、介護保険料を徴収していますので、費用を負担している関係者の中から委員を選出させていただいています。
井上委員	企業ですか。ちょっと今聞き取れなかったのですが。
事務局 (野呂主幹)	企業というか、保険料については1号と2号がありまして。
井上委員	私69歳ですが、65歳になると介護保険料は1号が、
事務局 (野呂主幹)	1号ということで引き去りさせていただいているところですが、2号ということで40歳から64歳についても支払いをいただいている状況ございます
井上委員	そういった方とまた別に企業が、今回商工会議所の企業が負担しているのですか。
事務局 (野呂主幹)	2号で勤労されている方からも徴収させていただいております。
井上委員	わかりました。ありがとうございました。
杉浦会長	他にないようですので、次に移らせていただきます。 7でございます。介護保険事業の概要についてでございます。 また事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (鹿島班長)	【「7 介護保険事業の概要について」に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。介護保険の概要、会計の関係でございます。高齢化に伴いまして、当初と比べてかなり上がっていて、最近は高止まりということで、これからどうなるかというところですが。 質疑はありませんか。
太田委員	資料のグラフは団塊の世代が増加したということですよ。毎年高齢者が増えていくという形ですよ。介護費用についても要介護等が多くなっていくために、費用が重なっているという説明ですよ。年々、介護費用は増えていくという、質問ではなく話だけです。
事務局 (鹿島班長)	今、お話しいただいたとおりのイメージだと思います。 資料1が第1号被保険者の推移となっております、表で言いますと平成12年の10月にはですね、65歳以上の方は、7, 913人でした。直近で言えば、この表の中での令和5年の10月が17, 721人なので、約1万人、65歳の方増えています。ただ全ての65歳以上の方が介護サービス使っているわけではありませんので、単純に1万人分が増えているわけではないですが、袖ケ

	浦市の特徴としましては、近隣市に比べますと、65歳以上の中でも、若いの方が比較的多いという特徴がございます。 それは逆に言うと何を示しているかというと、これからその方が80歳、90歳になってきますので、袖ヶ浦市の給付のピークは、これから先になります。 これから介護給付費はさらに多くなっていくと市では推計しております。
太田委員	ということは65歳以上の全体の人数として約17,000人ですね。約15%前後が、介護サービスを利用されているということですね。 わかりました。
事務局 (鹿島班長)	そうですね。65歳以上の方の15%ぐらいが認定を受けています。
杉浦会長	よろしいでしょうか。
石井委員	今、太田委員から話がありましたが、袖ヶ浦駅北側開発等で高齢者率が下がってきているような気がします。 そうすると今の65歳から70歳のピークは何年くらいに到来しますか。
事務局 (鹿島班長)	細かい推計の資料を持っていませんが、第9期介護保険事業計画を計画したときの推計ですが、2040年頃が給付のピークになっていたと思います。
石井委員	先ほど会計の決算の中で、1億数千万円余っているということで国に返還とありましたが、逆に不足する場合はどのような対応をされるのでしょうか。
事務局 (鹿島班長)	細かくお話ししますとわからなくなってしまうので、イメージでお話します。歳出は歳入がないと支払えないので、歳出が計画歳入を上回った場合には、貯金を切り崩すことになります。その貯金というのは介護保険の場合は、介護保険準備基金というところから、引き落として充てていくことになります。
石井委員	そういうことであれば、国に返さなくてよいのではないですか。 預貯金という形で処理した方がよろしいのではないかと私は思いますがいかがでしょうか。
事務局 (鹿島班長)	国県の負担割合は決まっています。介護給付費に対して国県市は、被保険者の方に何%ずつ負担しますとことが法律で決まっております。 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の138ページに記載がありますが、保険給付費の場合、国が25%、県と市が12.5%という形で全ての割合が決められております。 給付費が少ないのに、それ以上もらうと、もらいすぎとなりますので返還することになります。
石井委員	2040年頃が給付のピークになっていますから、それに照準を当てるわけではありませんが、氷河期が来るわけで、それに向けて袖ヶ浦市の財政的なところを考慮しながら、バランスをとっていかないと来てからでは遅いわけで、今わかっているわけですから、先を見込んでの予算組みとか、そういったものも当然できるわけです。ぜひお願いしたい。難しいですか。

事務局 (鹿島班長)	将来を見据えてということですが、第9期計画を立てる際に3年間で給付費がどれだけかかるか。今年度を初年度とし令和8年度まで給付がどれだけかかるかを推計しております。 それに対して何%を65歳以上の方の保険料で賄っていただくのかを計画で決めることになります。 現在、介護準備基金が約6億5千万円ございますので、活用しながら65歳以上の方の負担を少しでも減らしていくというようなことで介護保険料は計算するということになります。
石井委員	どうもありがとうございます。
杉浦会長	よろしいですか。 他にいかがでしょうか。
大熊委員	資料5ページですね。介護サービス事業者の参入状況の(3)、(4)について質問があります。(3)地域密着型サービス事業所・地域型介護予防サービス事業所とジャンルが用意されてありますが、2段目、夜間対応型訪問介護が今のところ事業所が0ですが、ニーズや事業所の整備はどうでしょうか。家庭で働いて帰って来たところから、お風呂などやってもらいと良いのかなと思います。こちらの方は整備する予定はどうでしょうか。
事務局 (野呂主幹)	資料の夜間対応型訪問介護の上に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護があると思います。こちらは24時間対応型の介護です。原則的にはこちらで賄っています。 また定期巡回・随時対応型訪問介護看護は利用者が多くありません。今後は、利用の状況を見ながら、また夜間対応型訪問介護についても、検討していきたいと考えております。
大熊委員	続きまして、(4)介護保険施設の件数です。介護老人福祉施設が4件、介護老人保健施設が2件ということで整備されていますが、介護療養型医療施設それから介護医療院、こちらは今のところありませんが、今後はどうでしょうか。
事務局 (野呂主幹)	療養型の医療施設は、介護医療院で一本化になっている状況ではございますが、君津郡市内で介護医療院があるのは君津市だけです。入居者も1名ないし2名ということで、非常に少ない状況もございます。 医療と一体型となっているものでございまして、医療機関と進めていくことになってまいりますので、こちらについても利用状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。
大熊委員	医療機関で対応できているということですね。
事務局 (野呂主幹)	利用されている方はそれほど多くない状況でして、君津郡市内であれば、賄えるということです。
大熊委員	資料にはジャンルとして記載されているということですね。わかりました。
杉浦会長	よろしいですか。

	また何かありましたら、振り返って遠慮なくご質問いただきたいと思います。 それでは次に移ります。地域包括支援センターの概要についてでございます。 まず事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (三沢班長)	【「8 地域包括支援センターの概要について」に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。地域包括支援センターでございますが、皆さんわからないこと、質疑等ありましたら、遠慮なくお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
松並委員	昭和・根形地区の地域包括支援センターの開設のスケジュールで令和7年度中と日程は示されていますが、何月という目途は見えてきているのでしょうか。
事務局 (三沢班長)	現在、仕様書の調整等ありまして、皆様にまだ確実にこの時期にというのは、契約締結が進んでおりませんので、この時点ではお伝えできませんが、決まり次第、皆様にご報告したいと思いますのでよろしくをお願いいたします。
杉浦会長	ということですが、よろしいですか。 他にはいかがでしょうか。
石井委員	昭和・根形、平川、長浦の3カ所になるわけですが、まとめるセンターは市役所内にあるわけですね。
事務局 (三沢班長)	資料の10ページ目をご覧くださいとイメージが非常につきやすいかと思います。各地区の地域包括支援センターは、先ほどご説明したとおり、3ヶ所に委託させていただきます。 市役所高齢者支援課に現在設置されている地域包括支援センターは、基幹型の地域包括支援センターということで、各地区の地域包括支援センターを支えるようなイメージです。例えば各種相談については、基本的に各地区で担当させていただくことにはなりますが、市役所高齢者支援課に今までどおり、ご相談に来ていただいても基幹型として残りますので相談を受けないということはありません。こちらが一度受けてから必要な各地区と連携をとりながら相談を対応していくようなイメージで見ただけだとよろしいかと思います。
杉浦会長	よろしいですか。 それでは次に移らせていただきます。 今までは、我々の任期の最初ということで、各内容の概要について事務局から説明を受けました。ここから本日の議題でございます。議題の議事に移らせていただきます。 本日の議題はその他を含めて5件でございます。 会議次第をご覧ください。議題の(ア)につきましては、事務局から説明を受け、審議の上、採決をするものでございます。 議題(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)については、事務局から説明を受け、ご意見をい

	ただくものです。 事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。 それでは、議題(ア)の「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長)	【「議題(ア) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」に関する説明】
杉浦会長	議題の(ア)につきましては、審議案件でございます。追加の指定事業所でございますが、今説明があったとおりでございます。 質疑、ご意見等ありましたら、遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。言葉の説明、何でも結構でございますが、よろしいでしょうか。
井上委員	星野ケアマネジャー事業所は君津市になっていますよね。市内だけでなく、木更津市だとか、隣接した市など、そういったところの契約は、許可されているのですか。例えば、館山市だとか、あるいは松戸市とか銚子市でもいいのですか。許可できるものなのですか。
事務局 (三沢班長)	居宅介護支援事業所は市内事業所ではないといけないという認識の方も多いのですが、市内しか利用できないといった指定はございません。今回、要支援の方の契約については地域包括支援センターが契約をしないと使えないということで、このような契約事務が生じているところです。通常の介護の要介護1から5という方であっても、市内の居宅支援事業所しか使えないということはありません。
井上委員	わかりました。ということは他県でもいいわけですね。極端な話。制約がないわけですね。
事務局 (三沢班長)	はい。
井上委員	わかりました。ありがとうございました。
杉浦会長	他にはいかがでしょうかどんなことでも結構でございますが、よろしいですか。 それではないようですのでこちら審議案件でございますので採決に移らせていただきます。 それでは議題(ア)指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の委託について認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
杉浦会長	ありがとうございました。全員賛成でございます。 よって議題案につきましては承認されました。ありがとうございました。 それでは次の議題に移らせていただきます。 議題の(イ)でございます。 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についてでございます。

	す。
事務局 (野呂主幹)	【「議題(イ) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について」に関する説明】
杉浦会長	はありがとうございました。 地域密着型サービス事業者の公募の選定結果ということでございます。新しく委員になられた方におかれましては、経緯も今ご説明あったとおりでございますが、わかりにくいところもあると思います。 こちらについては、最終的に市長が決定されるわけでございますが我々の審議会の委員として、意見等あれば市長に申し入れしたいと思います。 何かありましたら遠慮なくお話していきたいと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいですか。わかりました。介護保険運営協議会といたしましては、意見がないということでその旨を報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは次に移らせていただきます。 議題の(ウ)でございます。 袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてでございます。 また事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (松尾主査)	【「袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について」に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 条例の改正でございます。事務局の説明に対しまして、こちらは意見を伺うものでございます。質疑等でご質問結構でございますので、意見ありましたらよろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですか。ご理解いただければ結構でございますが、よろしいですかね。 それでは次に移らせていただきます。議題の(エ)でございます。 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (渡辺班長)	【「袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について」に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございます。 内容についてはいかがでしょうか？質疑等ございますか。 よろしいですか。こちらについては以上とさせていただきます。 最後に議題(オ)として「その他」でございます。 皆様方から、感想も含めて結構でございますが、何かありましたら遠慮なくお

	申し出いただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは事務局から、連絡事項等ありましたらお願いしたいと思います。
事務局 (渡辺班長)	事務局からは特にございません。
杉浦会長	本日、予定していた議案の審議は全て終了いたしました。長時間にわたり本当にお疲れ様でした。 以上で、議長の委員を解かせていただきます。 議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
事務局 (渡辺班長)	杉浦会長ありがとうございました。 以上をもちまして令和6年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

令和6年度第4回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和6年10月24日（木）

午後2時

場 所 市役所北庁舎3階災害対策室

次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 袖ヶ浦市介護保険運営協議会会長及び副会長の選出について
- 6 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について
- 7 介護保険事業の概要について
- 8 地域包括支援センターの概要について
- 9 議題
 - (ア) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
 - (イ) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
 - (ウ) 袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について
 - (エ) 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (オ) その他
- 10 閉 会

6 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について

1 袖ヶ浦市介護保険運営協議会について

介護保険運営協議会とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいた市の付属機関であり、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の2に設置が定められております。

また、介護保険条例第10条の3及び第10条の4に基づき、その所掌事務及び定数が定められるとともに、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成15年規則第11号）において、委員の任期等を定めております。

（1）設置の根拠

袖ヶ浦市介護保険条例第10条の2の規定に基づき、設置しています。

袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

第4章 介護保険運営協議会

（設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（2）所掌事務（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の3）

介護保険運営協議会で審議していただく事項は、次のとおりです。

- ①介護保険事業の運営に関する事項
- ②介護保険事業計画に関する事項
- ③地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- ④地域密着型サービスの指定等に関する事項
- ⑤その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（3）委員の定数等（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の4）

介護保険運営協議会の委員の定数は15名以内で、次の要件に該当する方から市長が委嘱します。

- ①被保険者
- ②学識経験者
- ③保健医療関係者
- ④福祉関係者
- ⑤介護サービス事業者
- ⑥費用負担関係者

（4）委員の任期（袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第2条）

委員の任期は、3年です。（再任は妨げません）

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

2 介護保険運営協議会の所掌事務について

(1) 介護保険事業の運営に関する事項

- 高齢者の状況、要介護(支援)認定の状況、介護保険サービスの利用状況等について、資料等による報告を受けながら、進行管理を行っていきます。
- 第9期介護保険事業計画期間において、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていきます。

(2) 介護保険事業計画に関する事項

① 計画の内容

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護を必要としない元気高齢者から要介護等高齢者まで、すべての高齢者を対象に確保すべき保健・福祉サービスを定め、併せて介護保険制度によって提供される介護給付費等のサービスの見込量等を推計し、目標を定めているものです。

② 計画の根拠法令

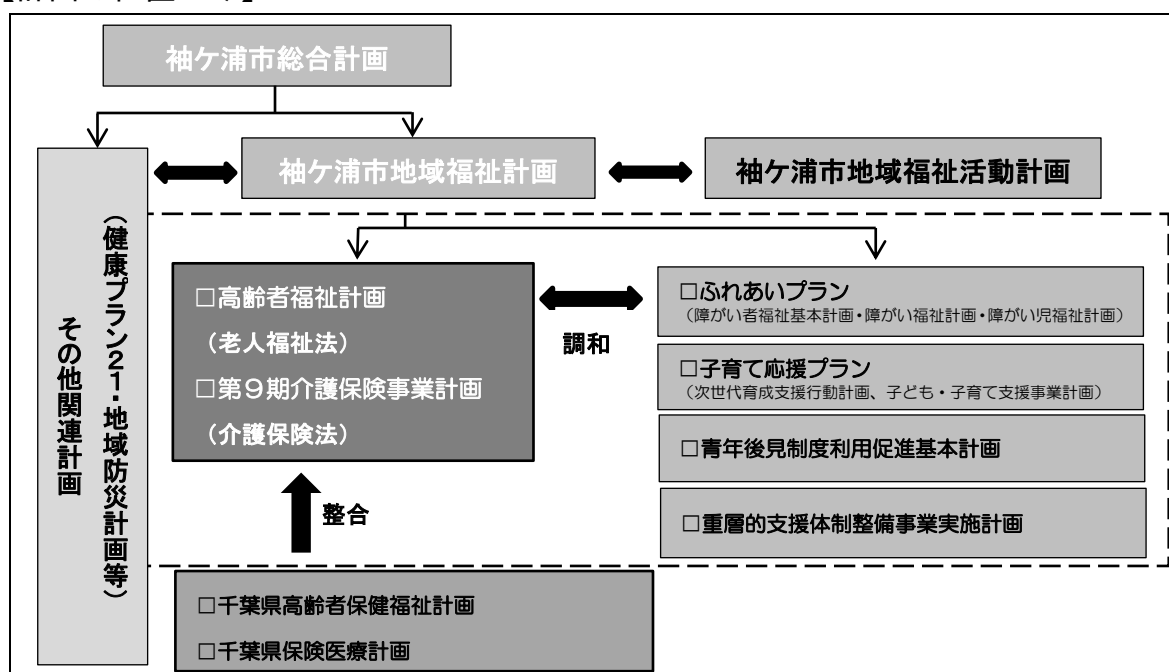
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項を、それぞれ根拠としています。これらは、市に3年ごとに作成が義務付けられ、一体のものとして作成しなければならないものです。現行の計画は、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間として、令和6年3月に策定しました。

③ 計画の策定及び推進

計画の推進に当たりましては、その進捗状況について定期的に運営協議会に報告し、その都度ご意見をいただきます。

また、令和9年度から令和11年度までの次期計画策定の年度である令和8年度においては、主に計画の内容についてご検討いただきます。

【計画の位置づけ】



(3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項

平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設され、それに伴い地域包括支援センターが設置されました。

この地域支援事業は、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であり、これらの中心的役割を果たすのが地域包括支援センターです。

地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

(4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項

平成18年4月の制度改正により地域密着型サービスが創設されました。

この地域密着型サービスは、高齢者が中重度の介護状態、または要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスで、サービスの適正な運営を確保するために、「地域密着型サービス運営委員会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域密着型サービス運営委員会」も兼ねています。

【地域密着型サービスとは】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、短期間宿泊および居宅への訪問介護
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所
地域密着型通所介護	小規模なデイサービス

3 令和6年度の会議の開催予定

日時等	会議内容等
令和7年1月20日（月） 午後2時00分～ 〔市役所北庁舎3階災害対策室〕	（1）令和6年度指定地域密着型サービス事業者の指定について（予定）
令和7年3月27日（木） 午後2時00分～ 〔市役所北庁舎3階中会議室〕	（1）令和6年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新結果について 他

会議に係る市からの通知等

①開催通知、出欠報告書	会議の概ね1ヶ月前に送付します。
②会議資料	会議の概ね1週間前に送付します。 ※案件によっては、会議当日配付とさせていただきます。 ことがあります。
③議事録	発言された委員には、議事録をご確認いただき、会議開催後、概ね3週間後に市HPに公開します。 【市HP（介護保険運営協議会の概要）】  こちらのQRコードから確認することができます。

【参考】根拠法令等（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

第4章 介護保険運営協議会 （設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条の3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（委員の定数等）

第10条の4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 費用負担関係者

（規則への委任）

第10条の5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成１５年規則第１１号）

（趣旨）

第１条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成１２年条例第２号）第１０条の５の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条 委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条 協議会に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第５条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

２ 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

（守秘義務）

第６条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第７条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において行う。

（委任）

第８条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

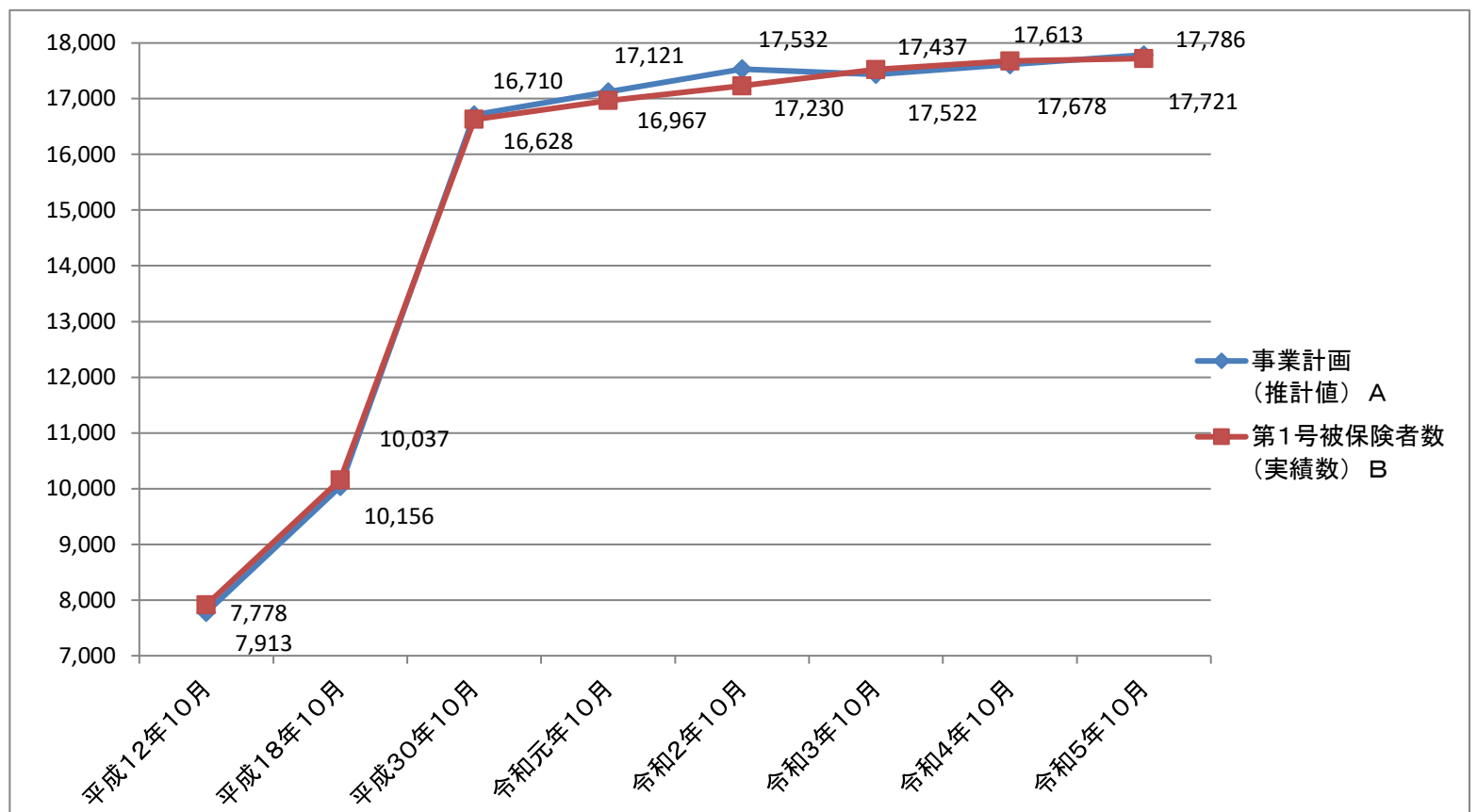
7 介護保険事業の概要について

1. 第1号被保険者数の推移

令和5年10月1日現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は17,721人で、事業計画における見込みよりも65人少ない状況でした。

なお、事業計画値との増減率については、99.6%となっています。

		(人)			
		事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	対計画比 B/A
第7期	平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
	平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
	平成30年10月	16,710	16,628	△ 82	99.5%
	令和元年10月	17,121	16,967	△ 154	99.1%
	令和2年10月	17,532	17,230	△ 302	98.3%
第8期	令和3年10月	17,437	17,522	85	100.5%
	令和4年10月	17,613	17,678	65	100.4%
	令和5年10月	17,786	17,721	△ 65	99.6%



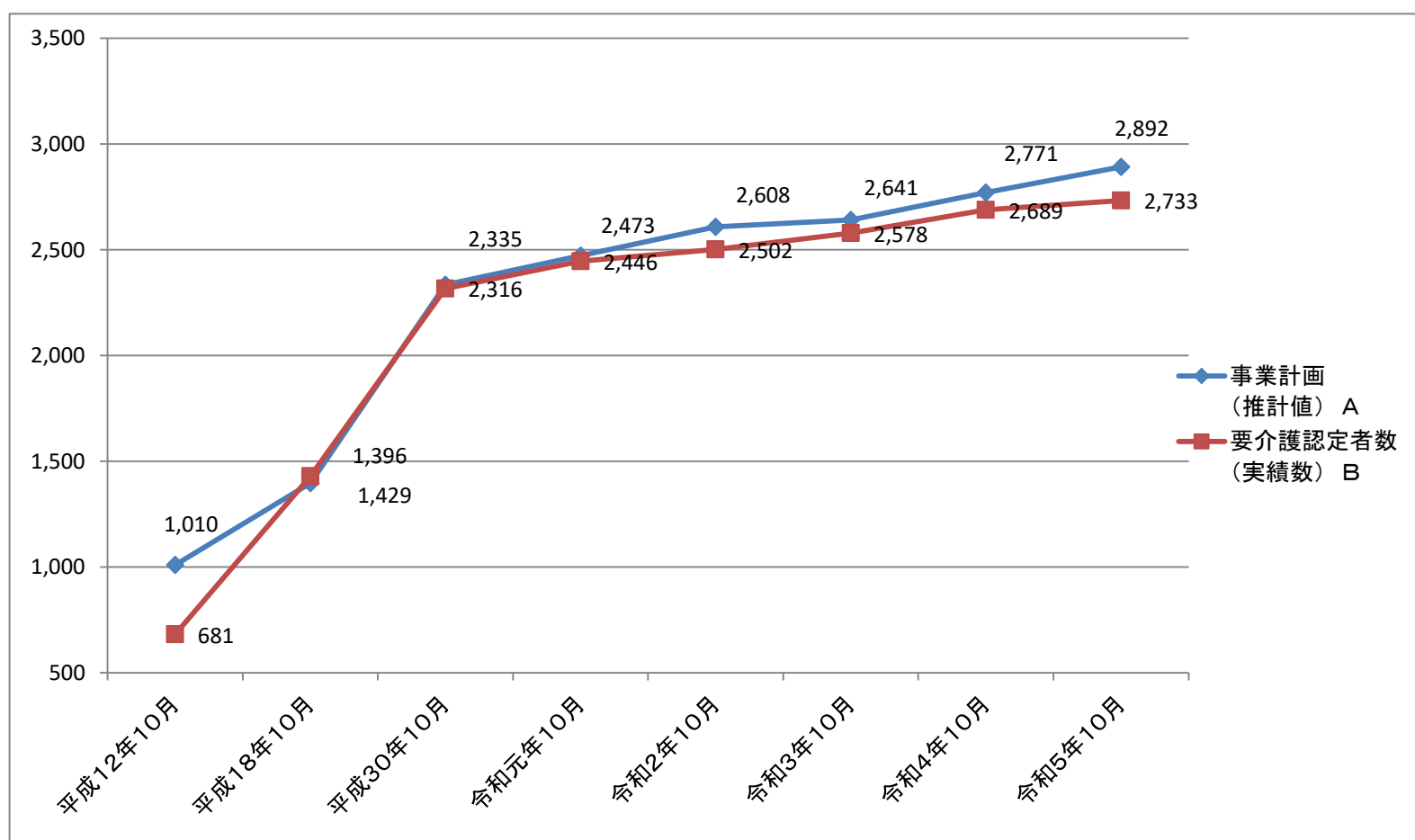
2. 要介護認定者数の推移

令和5年10月1日現在の要支援・要介護認定者数は2,733人で、事業計画における見込みよりも159人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、94.5%となっています。

		(人)			
		事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	対計画比 B/A
第7期	平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
	平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
	平成30年10月	2,335	2,316	△ 19	99.2%
	令和元年10月	2,473	2,446	△ 27	98.9%
	令和2年10月	2,608	2,502	△ 106	95.9%
第8期	令和3年10月	2,641	2,578	△ 63	97.6%
	令和4年10月	2,771	2,689	△ 82	97.0%
	令和5年10月	2,892	2,733	△ 159	94.5%

※第2号被保険者数を含む。



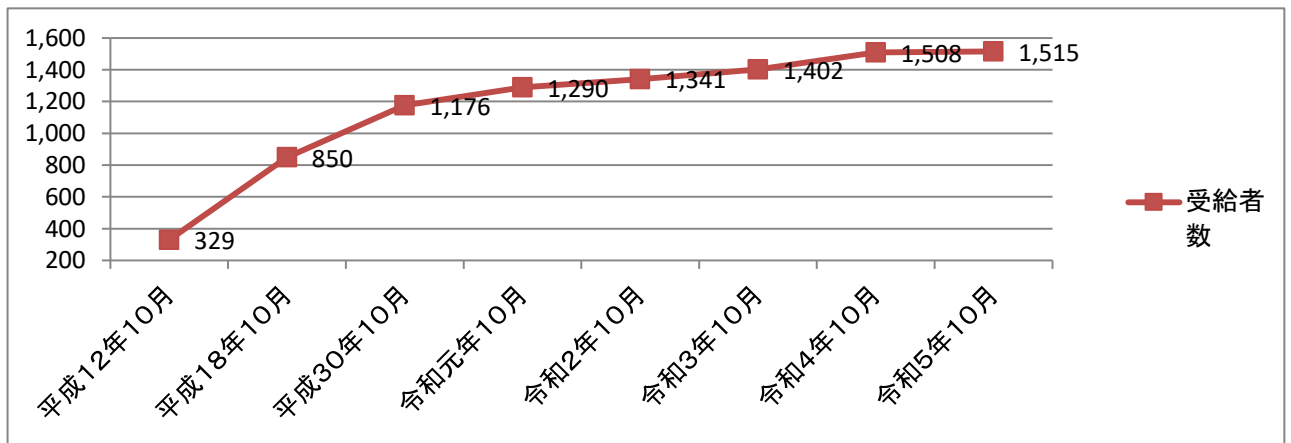
3. サービス受給者数の推移

令和5年10月のサービス受給者数は、居宅介護サービスが1,515人、地域密着型サービスが415人、施設介護サービスが374人で、いずれも前年度から増加しています。

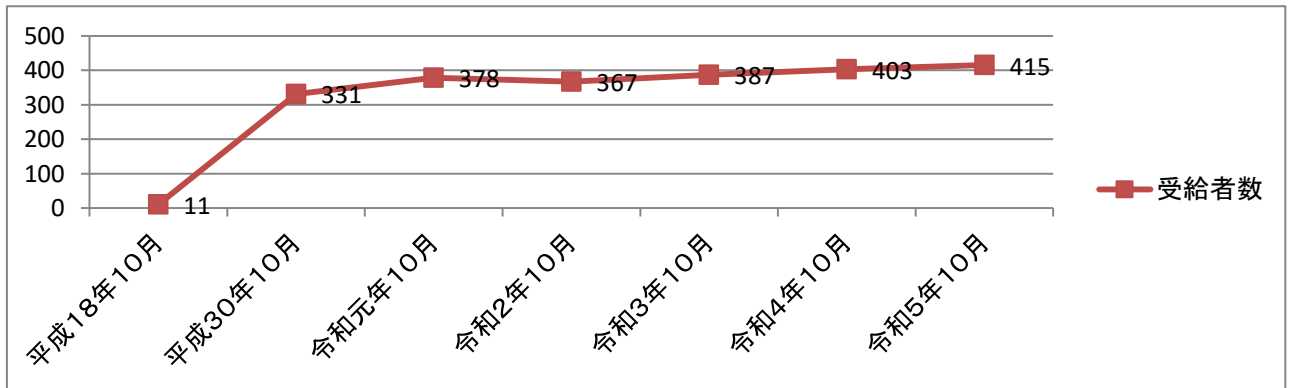
(人)

		居宅介護(介護予防含)サービス【県指定】	地域密着型(介護予防含)サービス【市指定】	施設介護サービス
		受給者数	受給者数	受給者数
第7期	平成12年10月	329		219
	平成18年10月	850	11	272
	平成30年10月	1,176	331	355
	令和元年10月	1,290	378	335
	令和2年10月	1,341	367	350
第8期	令和3年10月	1,402	387	350
	令和4年10月	1,508	403	357
	令和5年10月	1,515	415	374

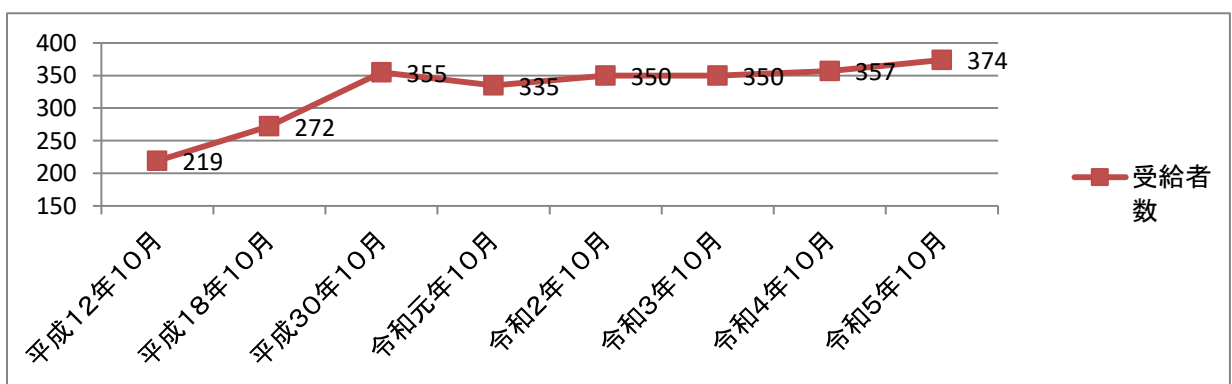
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費の執行額は年々増加しており、令和4年度は介護保険がスタートした平成12年度の約4.15倍となっています。

また、地域支援事業費の執行額については、平成18年度の事業開始から介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策推進事業などの実施により約9.26倍となっています。

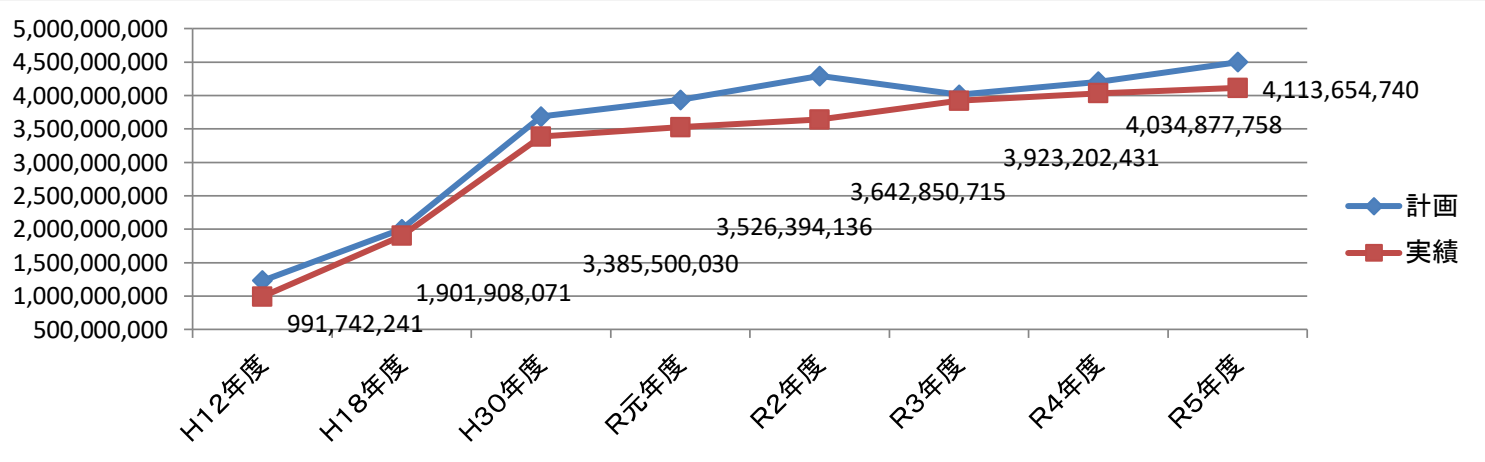
(単位:円)

年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
H12年度	実績	991,742,241		991,742,241
H18年度	実績	1,901,908,071	26,665,735	1,928,573,806

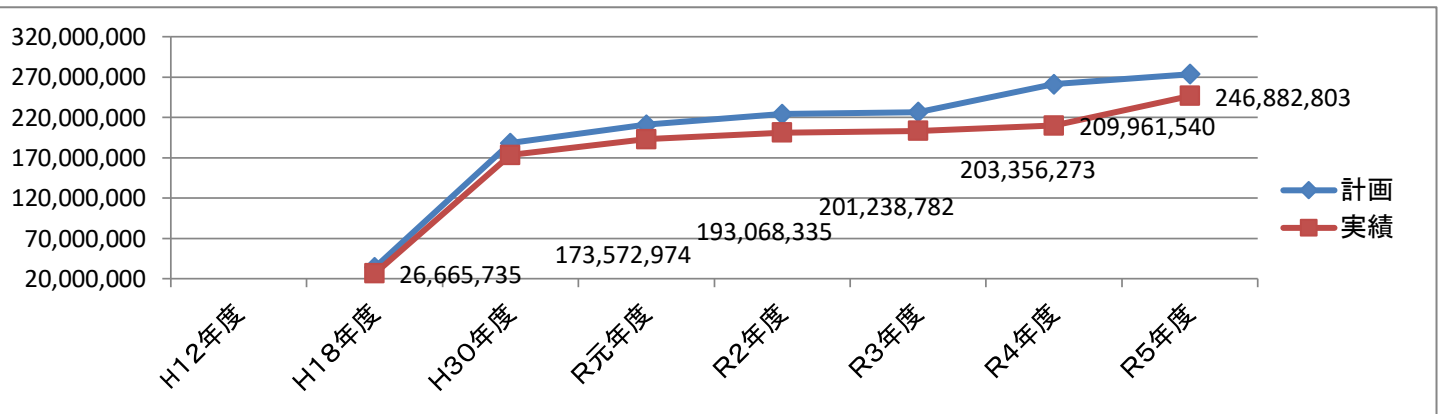
	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第7期	H30年度	計画	3,684,727,829	188,336,000	3,873,063,829
		実績	3,385,500,030	173,572,974	3,559,073,004
		執行率	91.9%	92.2%	91.9%
	R元年度	計画	3,936,416,771	211,012,095	4,147,428,866
		実績	3,526,394,136	193,068,335	3,719,462,471
		執行率	89.6%	91.5%	89.7%
	R2年度	計画	4,292,789,846	224,354,008	4,517,143,854
		実績	3,642,850,715	201,238,782	3,844,089,497
		執行率	84.9%	89.7%	85.1%
	3力年合計	計画	11,913,934,446	623,702,103	12,537,636,549
		実績	10,554,744,881	567,880,091	11,122,624,972
		執行率	88.6%	91.0%	88.7%

	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第8期	R3年度	計画	4,010,424,558	226,700,000	4,237,124,558
		実績	3,923,202,431	203,356,273	4,126,558,704
		執行率	97.8%	89.7%	97.4%
	R4年度	計画	4,205,889,523	261,354,335	4,467,243,858
		実績	4,034,877,758	209,961,540	4,244,839,298
		執行率	95.9%	80.3%	95.0%
	R5年度	計画	4,500,418,033	273,681,028	4,774,099,061
		実績	4,113,654,740	246,882,803	4,360,537,543
		執行率	91.4%	90.2%	91.3%
	3力年合計	計画	12,716,732,114	761,735,363	13,478,467,477
		実績	12,071,734,929	660,200,616	12,731,935,545
		執行率	94.9%	86.7%	94.5%

保険給付費



地域支援事業費



5. 介護サービス事業所の参入状況

令和6年4月1日時点の各サービス事業数は下記のとおりとなっております。

※袖ヶ浦市内に所在する事業所のみ計上しています。

令和6年3月に地域密着型施設(認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護)が開設いたしました。

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
居宅介護支援	16	14	13	12	13	12	12	11

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
訪問介護	13	12	12	11	13	13	15	15
訪問入浴介護	1	1	1	1	2	2	2	2
訪問看護	25	22	22	23	18	19	20	20
訪問リハビリテーション	22	20	21	21	16	16	16	16
居宅療養管理指導	71	70	72	69	62	63	65	66
通所介護(デイサービス)	4	4	4	4	5	5	5	5
通所リハビリテーション(デイケア)	3	3	3	3	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	11	11	11	13	13	13	13	13
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	1	1	1	1	1	1	1	1
事業所数合計	154	147	150	149	136	138	143	144

(3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3	3	4
定員(人)	36	36	36	36	36	36	36	54
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3	3	3	3	3	4
定員(人)	87	87	87	87	87	87	87	116
地域密着型通所介護	16	16	14	13	13	13	13	12
事業所数合計	24	24	22	23	24	24	24	25

(4) 介護保険施設

サービス名	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
介護老人福祉施設	3	3	3	4	4	4	4	4
定員(人)	215	215	215	295	295	295	295	295
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190	190	190
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	—	0	0	0	0	0	0	0
定員(人)	—	0	0	0	0	0	0	0
施設数合計	5	5	5	6	6	6	6	6

6. 令和5年度 介護保険特別会計 決算

介護保険を運営していくための介護保険特別会計の決算です。

【歳入】

(単位:円)

区 分		当初予算額	予算現額A	収入済額B	差引 B-A	説 明
1	介護保険料	1,111,595,000	1,115,691,000	1,122,496,723	6,805,723	第1号被保険者(65歳以上)の保険料 ※基準月額5,200円
2	使用料及び手数料	1,000	1,000	300	△ 700	
3	国庫支出金	915,768,000	944,730,000	946,240,176	1,510,176	国からの介護給付費負担金(居宅20%・施設15%)など
4	支払基金交付金	1,248,352,000	1,134,695,000	1,134,695,000	0	社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金(27%)など ※第2号被保険者(40～64歳)の保険料分
5	県支出金	673,037,000	681,055,000	681,809,755	754,755	千葉県からの介護給付費負担金(居宅12.5%・施設17.5%)など
6	財産収入	12,000	10,000	10,822	822	介護給付費準備基金の運用益
7	繰入金	990,146,000	777,372,000	751,268,665	△ 26,103,335	
	1 一般会計繰入金	817,447,000	777,372,000	751,268,665	△ 26,103,335	市の介護給付費負担分(12.5%)などの一般会計からの繰入金
	2 基金繰入金	172,699,000	0	0	0	
8	繰越金	1,000	90,937,000	90,937,956	956	前年度繰越金
9	諸収入	5,088,000	6,228,000	5,398,268	△ 829,732	
歳入合計		4,944,000,000	4,750,719,000	4,732,857,665	△ 17,861,335	

【歳出】

(単位:円)

区 分		当初予算額	予算現額A	支出済額B	不用額等 A-B	説 明
1	総務費	163,558,000	154,849,000	149,253,221	5,595,779	
	1 総務管理費	109,936,000	105,091,000	102,340,255	2,750,745	人件費、介護保険事務費など
	2 徴収費	2,664,000	2,485,000	2,341,475	143,525	賦課事務費、徴収事務費
	3 介護認定審査会費	48,434,000	44,755,000	42,053,491	2,701,509	介護認定審査会費、認定調査等費
	4 計画策定委員会費	2,524,000	2,518,000	2,518,000	0	介護保険事業計画等策定事業
2	保険給付費	4,500,420,000	4,259,695,000	4,113,654,740	146,040,260	
	1 介護サービス等諸費	4,134,396,000	3,934,295,688	3,801,231,555	133,064,133	要介護者に係る介護サービス給付費
	2 介護予防サービス等諸費	85,063,000	65,163,312	65,163,312	0	要支援者に係る介護予防サービス給付費
	3 その他諸費	3,285,000	3,110,000	3,017,050	92,950	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
	4 高額介護サービス等費	120,799,000	109,699,000	103,615,877	6,083,123	利用者負担が一定額を超えた場合の給付
	5 高額医療合算介護サービス等費	13,120,000	12,570,000	12,026,897	543,103	利用者負担(介護と医療を合算)が一定額を超えた場合の給付
	6 特定入所者介護サービス等費	143,757,000	134,857,000	128,600,049	6,256,951	低所得者の施設サービス利用時の居住費と食費に対する給付
3	地域支援事業費	273,665,000	260,590,000	246,882,803	13,707,197	
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	97,776,000	96,813,000	93,988,225	2,824,775	要支援者等に係る訪問・通所のサービス費など
	2 一般介護予防事業費	29,903,000	24,173,000	22,866,440	1,306,560	介護予防に係る事業費
	3 包括的支援事業・任意事業	145,736,000	139,364,000	129,793,488	9,570,512	高齢者の相談対応や家族介護者への支援などに係る事業費
	4 その他諸費	250,000	240,000	234,650	5,350	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4	基金積立金	15,000	34,817,000	34,817,000	0	
	1 基金積立金	15,000	34,817,000	34,817,000	0	前年度繰越金等の介護給付費準備基金への積立
5	諸支出金	1,342,000	35,768,000	35,361,326	406,674	
	1 償還金及び還付加算金	1,342,000	35,768,000	35,361,326	406,674	介護給付費国庫支出金等返還金など
6	予備費	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	
歳出合計		4,944,000,000	4,750,719,000	4,579,969,090	170,749,910	

8 地域包括支援センターの概要について

1.地域包括支援センターについて

(1)地域包括支援センターとは

(2)現在の地域包括支援センターの体制について

(3)地域包括支援センター運営協議会について

2.地域包括支援センターの事業内容について(概要)

(1)令和6年度事業の重点目標について

3.地域包括支援センターの体制強化の取組について

(1)体制強化の手段

(2)昭和・根形地区開設までの主なスケジュール

添付資料について

1.地域包括支援センターについて

(1)地域包括支援センターとは

- ・平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設されました。
- ・地域支援事業とは、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、これらの中心的役割を果たすのが「**地域包括支援センター**」です。
- ・本市においては、平成19年度に袖ヶ浦市役所高齢者支援課内に地域包括支援センターを直営で設置してまいりましたが、昨年令和5年7月に長浦地区、同年10月に平川地区にそれぞれ地域包括支援センターを委託により設置し、来年令和7年度中に昭和・根形地区地域包括支援センターを委託により開設する予定です。

(2) 現在の地域包括支援センターの体制について

昭和・根形地区地域包括支援センターは令和7年度開設予定

高齢者支援課

地域包括支援班
(基幹型地域包括支援センター
昭和・根形地区担当)

職員 7人 会計年度任用職員 2人
班長(保健師) 1人, 保健師 2人, 主任ケアマネ 2人
社会福祉士 1人, 事務職員 1人
介護予防支援員(会計年度任用職員) 2人

長浦地区地域包括支援センター

R5.7月～

管理者(主任ケアマネ) 1人, 保健師 2人
社会福祉士 2人、介護予防支援員 1人

平川地区地域包括支援センター

R5.10月～

管理者(保健師に準ずる者) 1人, 主任ケアマネ 1人
社会福祉士 1人

ランチ(昭和・根形地区)

市内社会福祉法人へ委託

(3) 地域包括支援センター運営協議会について

- 地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。
(介護保険法施行規則第140条66第2号ロ)
- 袖ヶ浦市において、本協議会は、「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

(参考) 介護保険法施行規則第140条66第2号ロ

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(参考) 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001、老老発第1018001号)

- ① センターの設置等に関する承認に関すること
- ② センターの行う業務に係る方針に関すること
- ③ センターの運営に関すること
- ④ センターの職員の確保に関すること
- ⑤ その他の地域包括ケアに関すること

2. 地域包括支援センターの事業内容の概要について(1)

地域包括支援センターでは・・・

- ・高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応や支援
- ・要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ・高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護

等の業務を行っております。

以上を含む地域包括支援センターの業務は

【地域支援事業】

【指定介護予防事業】

にそれぞれ分類されています。

2. 地域包括支援センターの事業内容の概要について(2)

地域支援事業

【包括的支援事業】

(ア) 地域包括支援センターの運営 **必須**

- 総合相談支援業務(あらゆる高齢者への相談支援)
- 権利擁護業務(高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応等)
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャーへの支援等)
- 介護予防ケアマネジメント(基本チェックリスト該当者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメント)

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

(ウ) 生活支援体制整備事業

(エ) 認知症総合支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】※

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防ケアマネジメント **必須** (要支援者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメントであり、上記包括的支援事業のものと内容は同じ)

(イ) 一般介護予防事業

(資料)

介護予防・日常生活支援総合事業について 参考資料1

任意事業【認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成等事業 等】

指定介護予防支援【介護保険の予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスの適切な利用を行うための、ケアプランの作成を含むマネジメント】 **必須**

(資料)

令和5年度の事業の実績について 参考資料2

(資料)

令和6年度の運営方針・重点
目標及び事業計画について
参考資料3-1 3-2 3-3

(1) 令和6年度事業の重点目標について

令和6年度は以下の項目を重点目標として事業を行っております。

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 令和5年度より新たに設置された各地区の地域包括支援センターと十分な連携をとりながら、支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。

3.地域包括支援センターの体制強化の取組みについて

- 65歳以上の高齢者数は、増加傾向にあり今後も増加する見込みです。
- 高齢者数の増に伴い、相談件数は年々増加すると同時に独居高齢者、高齢者虐待、生活困窮、8050問題等、高齢者等からの相談内容は多様化し、また複合的・専門的なものとなってきました。



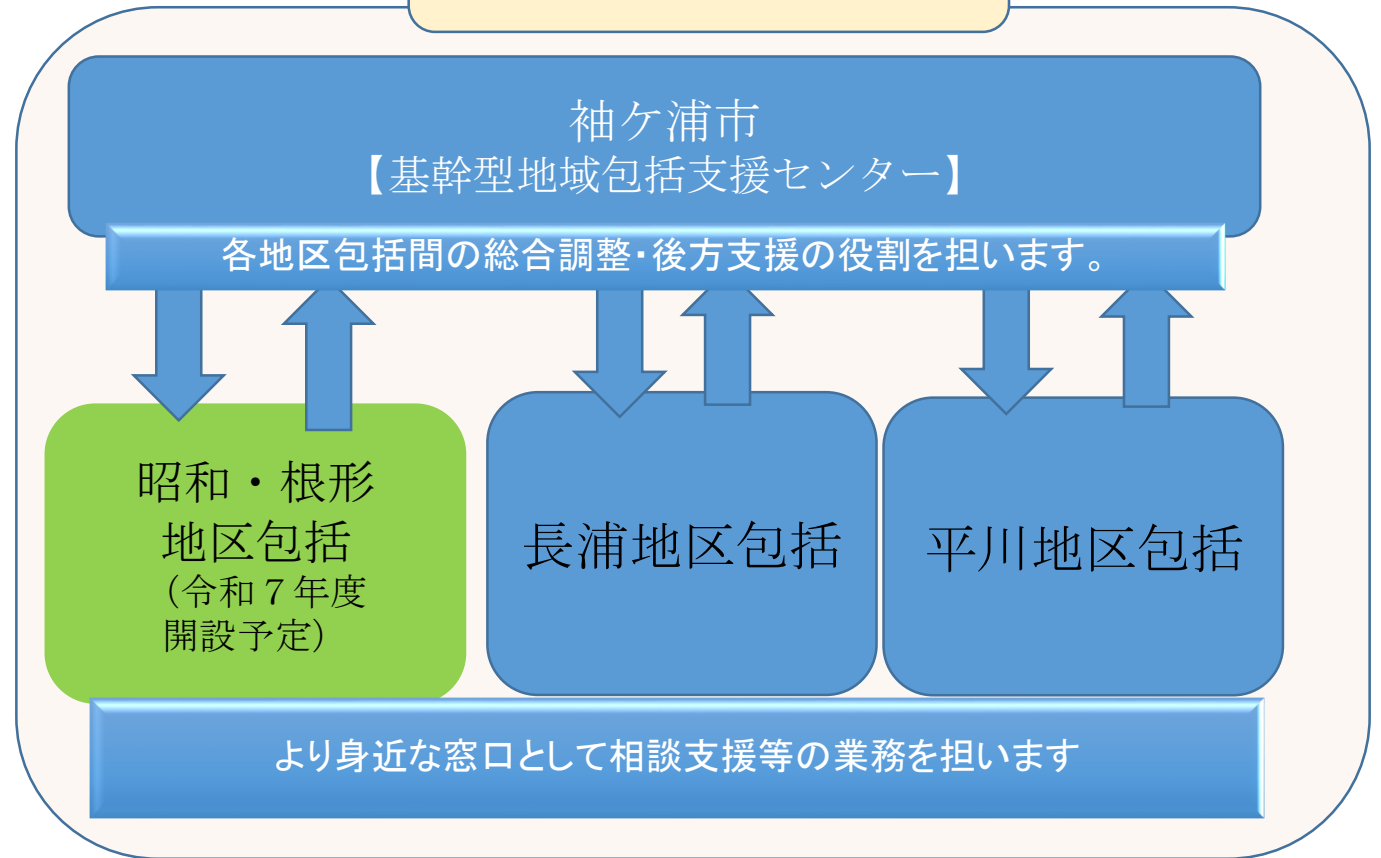
地域包括支援センターの体制強化

を図るため、市内4カ所の設置を目指して準備を進めています

(1) 体制強化の手段

- ・より身近な窓口として、委託による民間の活力を導入した地域包括支援センターを昨年度長浦地区、平川地区に設置しました。令和7年度は新たに昭和・根形地区を設置します。
- ・各地区の地域包括支援センターと市の直営地域包括支援センターと合わせて市内4か所の設置とします。
- ・地域包括支援センターを4か所とすることによって、高齢者に対応する人員の増員を図ります。

体制強化後のイメージ



市は、委託事業者とともに、
高齢者に関する相談・支援等に取り組んでいきます。

(2) 昭和・根形地区開設までの主なスケジュール

日程	内容	備考
令和6年4月～6月	事業に関する募集内容公開 参加表明受付 等	4/1からホームページ等で事業者の募集を行いました。2事業所からの参加表明がありました。
令和6年6月～8月	事業所のプレゼンテーションによる審査	庁内の選定委員会の審査により事業者を決定しました。
令和6年8月5日	介護保険(地域包括支援センター)運営協議会による承認	事業者の選定結果の報告とセンターの業務の委託先法人の選定に関する承認をいただき、「社会福祉法人 さつき会」に最終決定いたしました。
令和6年度内	選定事業者との契約	仕様の詳細について調整を行ない事業者と契約を締結いたします。
契約後～開設まで	事務引き継ぎ 事業者開設準備	開設に向けて事業者と十分な協議・相談を行い、円滑な引継ぎに務めます。
令和7年度中	昭和・根形地区包括支援センター開設	

添付資料

【参考資料1】介護予防・日常生活支援総合事業について

・・・介護予防・日常生活支援総合事業について概要をまとめています。

【参考資料2】令和5年度地域包括支援センター事業実績について

・・・令和5年度の各事業の実績等をまとめています。

【参考資料3－1】令和6年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針

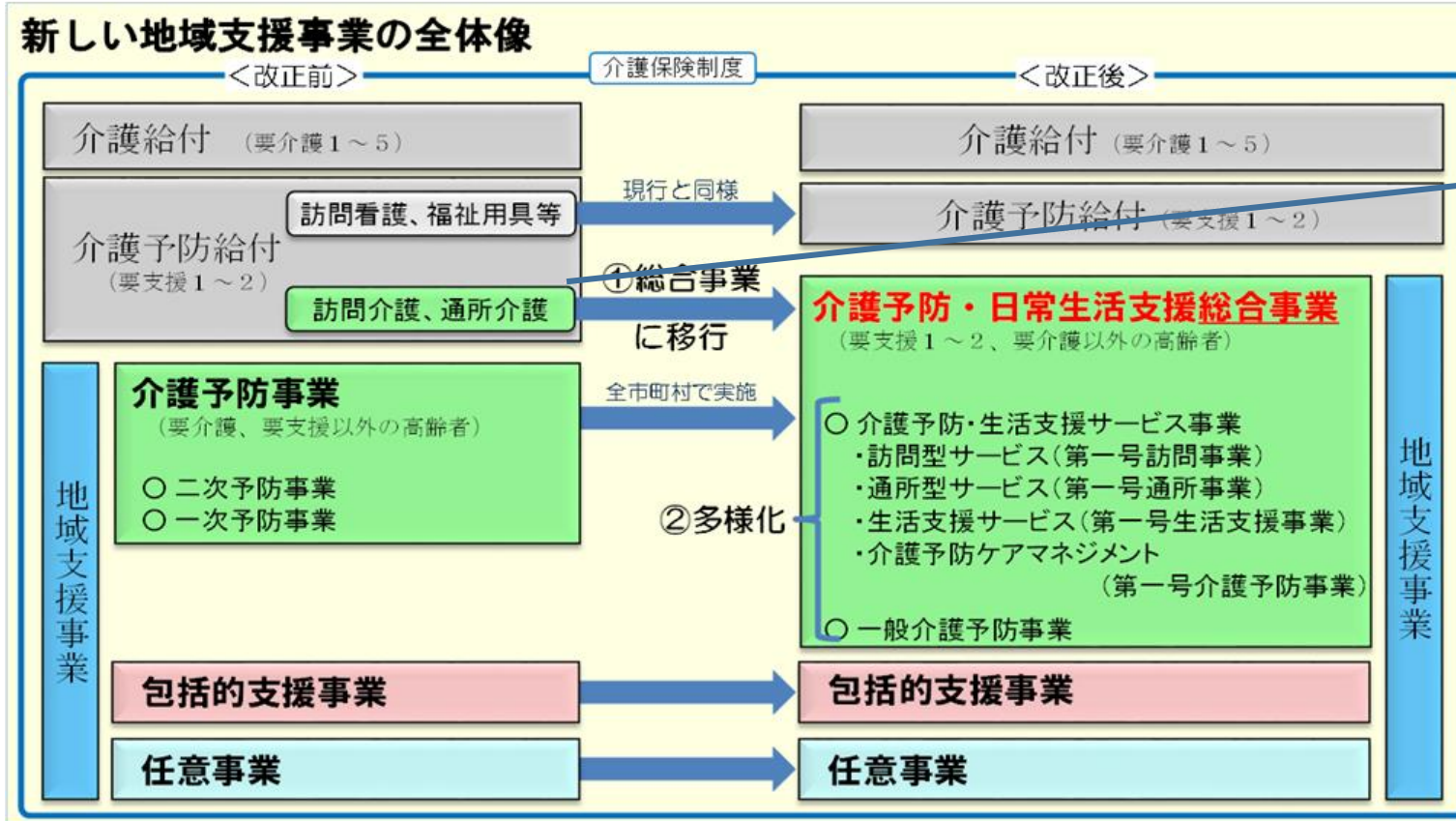
【参考資料3－2・3】令和6年度 袖ヶ浦市地域包括支援センター及び各地区地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画

・・・地域包括支援センター事業の運営方針・各地区地域包括支援センターにおける各事業の目標等を記載しています。

介護予防・日常生活支援総合事業について(1)

【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

- 介護保険法第115条の45において規定されている地域支援事業の一つで、被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策を、総合的かつ一体的に行う事業をいいます。
- 平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業は図のように見直され、本市では平成28年3月1日より実施しています。



改正により、従来介護予防給付として国一律の基準により行われていた要支援認定者向けの訪問介護、いわゆるヘルパーサービスと通所介護、いわゆるデイサービスが、市町村ごとに地域の特性に合わせて実施する地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に組み込まれることとなりました。

従来より市町村ごとに実施していた介護予防事業（二次予防事業・一次予防事業）と一体的に制度の設計・運営を行うことで、より効果的・効率的に介護予防と生活支援を実施することが求められることとなりました。

このヘルパーサービス及びデイサービスと介護予防事業を合わせて運営していく事業が
介護予防・日常生活支援総合事業となります。

介護予防・日常生活支援総合事業について(2)

【事業の対象者】

要支援認定者

基本チェックリスト(25項目の質問)を実施し、一定の項目に該当し心身の低下がみられる方

※一般介護予防事業は65歳以上のすべての方が対象

【事業の構成】

○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(第1号訪問事業)

通所型サービス(第1号通所事業)

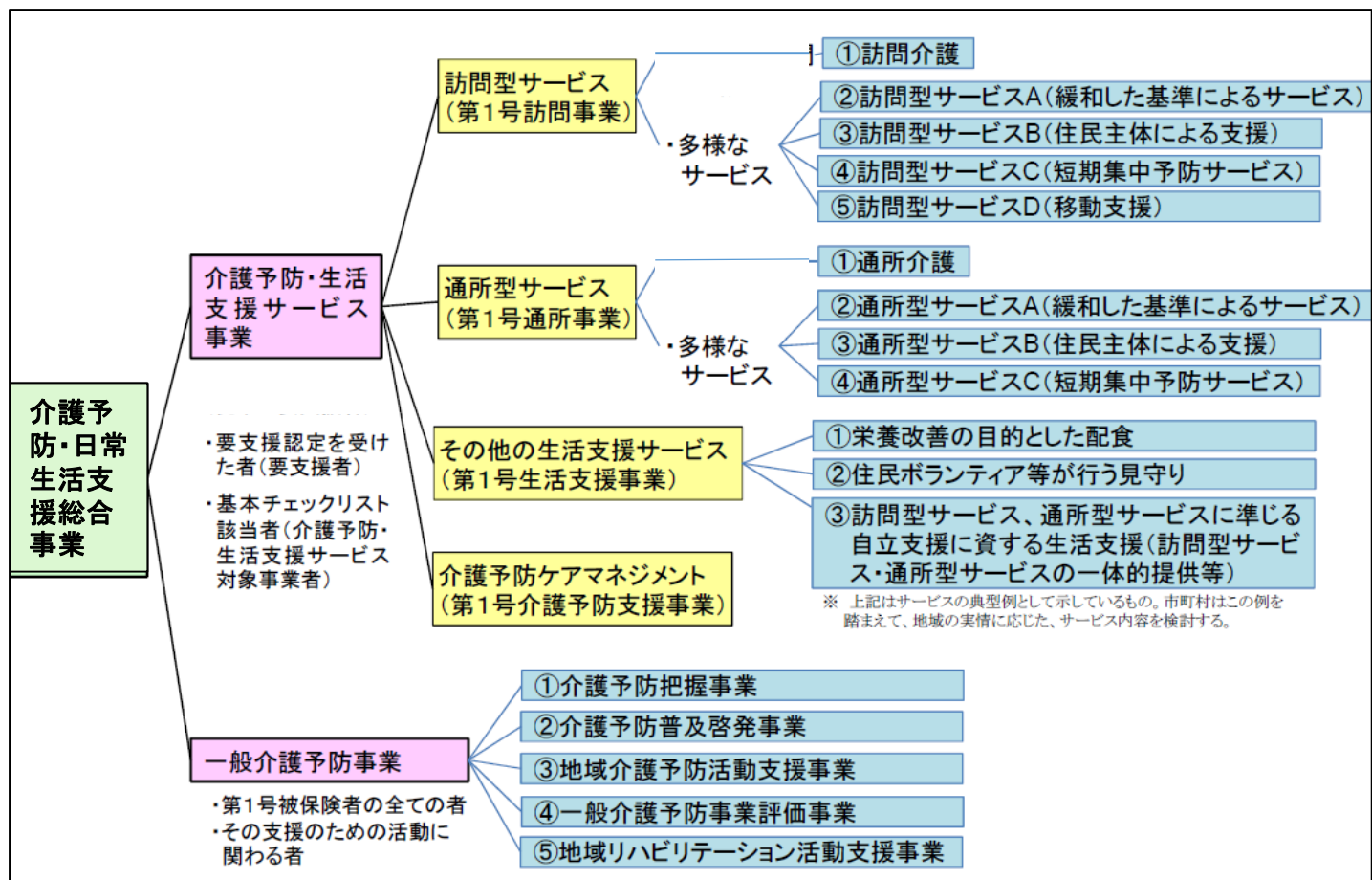
その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防事業)

○一般介護予防事業

3 介護予防・日常生活支援総合事業について(3)

訪問型サービス・通所型サービスのうちの多様なサービスは下記の通りに分けられます。



- ・サービスA
...従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により実施されるサービス
- ・サービスB
...ボランティア等の住民が主体となり、自主活動として実施される生活支援や通いの場
- ・サービスC
...保健や医療などの専門職による短期間に集中して提供されるサービス
- ・サービスD
...住民が主体となって実施する移動支援(サービスBと一体的に実施)

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

（１）指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	令和３年度（うち新規）	令和４年度（うち新規）	令和５年度	
			直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）
ケアプラン作成数（総数）	2,091（45）	2,156（51）	1,435（48）	2,490
（総数）のうち包括担当数	1,016（11）	992（29）	676（23）	1,100
（総数）のうち委託事業所担当数	1,075（34）	1,164（22）	759（25）	1,390
委 託 率	51%	54%	53%	56%

（２）介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、
介護予防・日常生活支援総合事業の平成27年度開始に伴い実施

	令和３年度（うち新規）	令和４年度（うち新規）	令和５年度	
			直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）
ケアプラン作成数（総数）	1,576（60）	1,538（57）	891（48）	1,789
（総数）のうち包括担当数	782（22）	687（34）	447（26）	938
（総数）のうち委託事業所担当数	794（38）	851（23）	444（22）	851
委 託 率	50%	55%	50%	48%

【参考】委託契約締結事業所（直営分）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
委託契約締結事業所数	44	43	36
うち 実績あり(稼働率)	35（80%）	31（72%）	26（72%）

2 包括的支援事業

（１）総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応（総合相談支援業務）・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援
等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応（権利擁護業務）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
			本庁分	市全体（委託包括含む）
（ 総 計 ）	3,795	3,576	2,684	4,126
（総計）のうち地域包括支援センター対応（実人員）	539	549	471	925
（総計）のうち地域包括支援センター対応（延対応回数）	2,972	2,979	2,227	
（総計）のうちランチ対応（延対応回数）	823	597	457	
（総計）のうち虐待に関する数	実19/延269 （うち市が虐待と判断した実人員1）	実23/延304 （うち市が虐待と判断した実人員9）	実28/延190 （うち市が虐待と判断した実人員13）	実28/延228 （うち市が虐待と判断した実人員13）
（総計）のうち日常生活自立支援事業に関する数	実7／延29	実13／延48	実13／延37	実14／延38
（総計）のうち成年後見制度に関する数	実31 ／延218	実38／延326	実49／延330	実59／延361
（参考）成年後見制度市長申立件数	8件	7件	7件	

（２）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
			本庁分	市全体（委託包括含む）
ケアマネジャーからの相談	実48／延112	実71／延153	実68／延185	実100／延243

※上記のほか、地域ケア会議（困難事例の解決に向けた会議、地域課題の解決に向けた会議及び自立支援に資するケアマネジメントの振り返りのための会議等）を開催した。

【センター別相談件数】

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（ 総 計 ）	2,972	2,979	2,227
（総計）のうち地域包括支援センター対応	実198／延525	実198／延622	実362／延1,583
（総計）のうち地域包括支援ながうらサブセンター対応（～R5.6）	実251／延1,417	実259／延1,369	実82／延268
（総計）のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応（～R5.9）	実146／延1,030	実136／延988	実78／延376

3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携推進協議会 開催回数	3	3	3
多職種研修会 開催回数	3	5	3
市民への普及啓発 開催回数	0	2	2

※平成30年度より地域の医療・介護関係者等からの相談受付を行う「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を地域包括支援センターに開設した。

4 生活支援体制整備事業

住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスや通いの場の充実を図り、地域における支え合い体制の構築を進めるとともに高齢者の社会参加を促進する。（平成28年度より実施）

【実施状況】

●生活支援コーディネーター（SC）の配置及び活動
市内全域を担当する第一層SCを地域包括支援班内に1名配置し、2層5圏域を社会福祉協議会への委託により4名のSCが担当し、協議体の運営、講座開催による普及啓発、事業周知の広報活動、地域の生活支援ニーズや社会資源の把握、ニーズを持つ人と支援サービスのマッチング等を行った。

●生活支援体制構築のための協議体の開催
市全域を対象とした第一層協議体として、住民主体のたすけあいサービスを提供する団体の交流会を1回開催した。市内5か所の圏域ごとに地域の課題について検討を行う第二層協議体を計8回開催した。

●令和5年度の主な取組み・成果
・立ち上げや運営を支援した住民主体の助け合いサービス提供団体11団体、個人活動2名。
・袖ヶ浦高校のボランティア同好会の活動と、地域高齢者の活動やニーズとのマッチング（高齢者主体のパトロールや清掃活動への参加・独居高齢者の安否確認訪問）。
・地域の少人数の集りにおいて、高齢者向けのスマートフォン講座の実施。
・高齢者への生活支援サービスをまとめた「高齢者おたすけ手帳」の市内全域版の更新。

5 認知症施策

（1）認知症施策推進検討委員会

認知症初期集中支援チームの運営や認知症施策の推進について検討。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3	3	3

（2）認知症初期集中支援チーム

認知症の人（疑いを含む）とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

チーム員による訪問活動を実施。また、効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月2回実施。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規対象者	11	10	9
訪問回数（延）	14	11	15

（3）認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、交流や情報交換を通じて認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

【現状】

現在市内に地域住民、ボランティア等により3箇所の認知症カフェが開設されており、市としては周知活動とともに、必要に応じて職員の派遣を行う等、後方支援を行っている。

（4）認知症おでかけ安心シールの交付

認知症の人（疑いを含む）に対し、あらかじめ家族等の申請によりQRコードが記載されたシールを交付し、衣服や所持品に貼付しておくことにより、発見した際にQRコードを携帯等の端末で読み取ると、登録した家族や市へメールが届き、早期に家族へ引渡しができるもの。

令和5年度
交付件数 5件

（５）認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。（平成２２年度より実施）

【実施状況】

年４回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院医師・介護福祉士が出席。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数	３	３	４
人数（延）	１９	９	１９

（６）認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。（平成１９年度より実施）

【実施状況】

市内小中高等学校、地区サロン、福祉施設等の他、オープンクラスの開催。

	平成１９～令和２	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数	２７３	５	１０	１４
人 数	９,３６５	５４	２３５	３４６

６ 介護予防・生活支援総合事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

【多様なサービスの実施状況】

●訪問型サービスＡ（平成２８年度より開始）

４事業所を指定し、市内１事業所においてサービス提供。令和６年３月末現在（４月審査）、利用者１人。

●訪問型サービスＢ・訪問型サービスＤ・通所型サービスＢ（令和２年度より開始）

令和６年３月末現在	登録団体数	利用者延人数
訪問型サービスＢ・Ｄ	３	１,３３０
通所型サービスＢ	３	２,５１３

※訪問型サービスＢのうち２団体が訪問型サービスＤも同時実施。

※利用者延人数は、事業対象者・要支援認定者以外を含む団体全体の延人数。

●訪問・通所一体型短期集中サービスＣ（平成２９年度より開始）

リハビリテーション専門職との連携により、サービス開始。令和５年度 利用者６４人。

７ 一般介護予防事業

あらゆる高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進を図る。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
おらが出張講座	６１回実施 ９２１人参加	７１回実施 １,０４４人参加	７２回実施 １,４５９人参加
袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数／団体数	１,１３０人／６３団体	１,０９９人／６４団体	１,１４７人／６５団体
認知症予防教室（頭の元気トレーニング）	１１回実施 １１２人参加	１１回実施 １２３人参加	８回実施 ９０人参加

８ その他

（１）家族介護教室

社会福祉法人３法人に委託して、家族介護者が介護方法や介護のサービスについて学ぶ「家族介護教室」を開催し、安心して介護を続けることができるよう支援を行った。

令和５年度
５回実施 ６９人参加

令和6年度
地域包括支援センター運営方針

令和6年4月
袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

1 策定の目的

この「地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

（１）「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

（２）「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

（３）「協働性」の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

4 業務推進の方針

（１）共通事項

ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

(7) 管理者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理者を1名配置する。

(4) 包括的支援事業担当者

センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

(5) その他の職員

(ア)・(イ)に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務が定める基準の内容を遵守する。

カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

キ 窓口機能の強化等

センターにおける業務全般及び相談窓口機能等の強化のため、下記のとおり各地区地域包括支援センター及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

(7) 地域包括支援センター

a 基幹型（昭和・根形地区）

名称 袖ヶ浦市地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市坂戸市場 1－1 袖ヶ浦市役所高齢者支援課内

b 長浦・蔵波地区

名称 袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市蔵波台 7－2 4－2

c 中川・富岡・平岡地区

名称 袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市野里 1 4 5 2－4

袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内

(4) ブランチ

a 昭和・根形地区ブランチ

名称 袖ヶ浦菜の花苑(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内)

所在地 袖ヶ浦市神納 4 1 8 1－2 0

ク 感染症等への対応

センターの業務の遂行時における、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症等への対応については、国・県・市の対処方針等に留意しつつ、高齢者等の安全を第一に業務を遂行する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

（４）介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

（５）介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

（６）市関係部局との連携方針

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

（７）その他の方針

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

５ 基幹型地域包括支援センターとしての機能

袖ヶ浦市地域包括支援センターは、各地区地域包括支援センターを支援する基幹型地域包括支援センターとしての業務を実施するものとする。

（１）各地区地域包括支援センターの支援

各地区地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、各地区地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例などに対し、事例解決に向けた後方的・直接的な支援を行う。

（２）情報共有

毎月１回の定例会の開催などを通じて、センター間の交流を強化し、センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

6 具体的な業務

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談や高齢者に限らず複雑化する課題に対応する重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

イ 権利擁護業務

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

袖ヶ浦市地域包括支援センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援
- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(イ) 生活支援体制整備事業

袖ケ浦市地域包括支援センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

(ウ) 認知症総合支援事業

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

また、袖ケ浦市地域包括支援センターは認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいを開催する。

(エ) 地域ケア会議推進事業

センターは、個別課題の解決、支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につなげるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。なお、袖ケ浦市地域包括支援センターはaからd、各地区地域包括支援センターはb及びcを実施するものとする。

- a 介護支援専門員へ的高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」という。）に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるよう、介護予防訪問介護相当サービスや介護予防通所介護相当サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスの円滑な利用に努める。

(4) 一般介護予防事業

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

(5) 任意事業

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

ア 家族介護支援事業

(7) 認知症高齢者見守り事業

徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等、家族介護者の支援に努める。

(4) 家族介護教室事業

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

イ その他事業

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築等に務める。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用促進につなげる。

社会福祉協議会、関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努める。

(4) 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

令和6年度 袖ヶ浦市地域包括支援センター（基幹型）における事業計画

1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 基幹型地域包括支援センターとして、令和5年度より新たに設置された各地区の地域包括支援センターと十分な連携をとりながら、支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	地域包括支援センターの体制強化及び周知	・令和5年度開所した長浦地区及び平川地区地域包括支援センターの市民等への周知を十分行うとともに、市と各地区包括との情報共有を図り、困難事例への対応等、連携した対応を行う。 ・令和7年度開所予定の昭和・根形地区地域包括支援センター開所に向けた事業者選定を行い、契約を締結する。事業者決定後は、開所に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。 ・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し、相談のあった高齢者に対し包括的な支援に努める。 ・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センターの周知を行っていく。
2	総合相談支援業務	・各地区の地域包括支援センターやランチの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、関係機関につなげる。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
3	権利擁護業務	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有し、検討する。
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議推進事業を含む）	・介護保険サービス事業者会議においてケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供等を行う。 ・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、適宜研修会への参加やネットワークの運営について助言や情報提供を行う。 ・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。 ・個別課題検討型・地域課題検討型・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また地域課題について、地域ケア推進会議で検討する。
5	在宅医療・介護連携推進事業	・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び令和5年度作成した「医療と介護のマップ」の活用の促進を図る。

		・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。 ・市民向け講演会の開催等による在宅医療・介護の普及啓発を行う。 ・在宅医療・介護連携支援相談窓口に寄せられる関係者からの相談について「医療介護連携地域相談サポート医（君津木更津医師会へ業務委託）」への相談につなげる等対応する。 ・ICTツール「バイタルリンク」の普及啓発に取り組む
6	生活支援体制整備事業	・生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。） ・第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。 ・住民主体の支援活動団体の立ち上げ支援を行う。 ・住民主体の支援活動団体間の情報共有及び連携や協働などにより活動団体の支援を行う。
7	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	・学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。 ・認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的地域活動を進める。 ・認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、認知症家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。
8	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	・高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。 ・センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。
9	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	・リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。 ・住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。
10	一般介護予防事業	・袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。 ・袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。 ・介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。 ・口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取り組みの充実を図る。
11	成年後見制度利用支援事業	・市長による後見等申立てや後見制度利用のための費用助成が、必要に応じて適切に行われるよう支援を行う。 ・社会福祉協議会への委託により設置している中核機関について、関係機関、市関係各課と連携を密にし、必要な高齢者の情報の共有などについて、地域連携ネットワークの構築を図る。
12	家族介護教室事業	・社会福祉法人等への委託等により、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し実施する。 ・開催方法は事業者と協議のうえ、感染症対策等配慮しながら実施する。

令和6年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

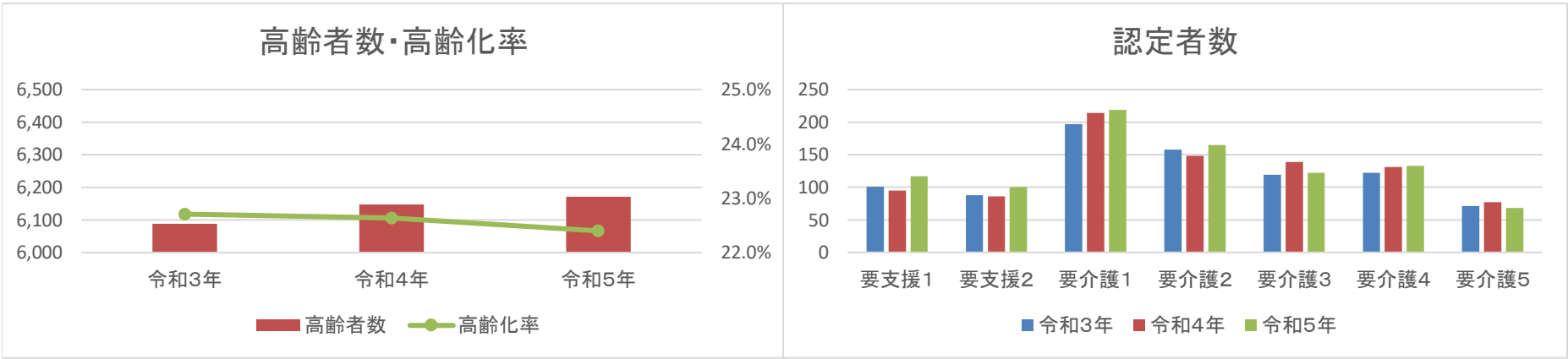
計画作成日 令和6年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市地域包括支援センター			
業務地域		坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野			
職員配置					
令和6年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
三沢 ひとみ	班長	保健師	常勤	管理者・キャラバンメイト	
富田 恵子	主任介護支援専門員	社会福祉士	常勤	認知症地域支援推進員	
石井 尚美	主任介護支援専門員	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
小倉 香澄	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
平野 瞳	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
高橋 夏生	保健師	保健師	常勤		
植草 由紀子	介護支援専門員	介護支援専門員	常勤		
畑野 早子	社会福祉士	社会福祉士	常勤		
令和7年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和3年	令和4年	令和5年
人口	26,811	27,160	27,551
高齢者数	6,088	6,148	6,171
前期高齢者数	3,168	3,052	3,070
後期高齢者数	2,920	3,096	3,101
高齢化率	22.7%	22.6%	22.4%
要支援1	101	95	117
要支援2	88	86	100
要介護1	197	214	219
要介護2	158	148	165
要介護3	119	139	122
要介護4	122	131	133
要介護5	71	77	68



3. 基本方針・重点目標

地域包括支援センターとして高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するため、以下の視点を取り入れながら運営を行います。

- ①公益性…市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。
- ②地域制…地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。
- ③協働性…保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮します。そして、一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応していきます。具体的には、地域包括支援センターに相談をした方に対しては、サービス事業者一覧表等を提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするようにご案内します。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期します。 各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を使用する場合には、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することをあらかじめ本人に同意を得ていきます。指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮します。守秘義務が課されないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得ていきます。 また、業務内で扱う全ての個人情報に対して、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じて措置を講じます。万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに対応します。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため関係機関と連携し対応していきます。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、損害補償保険にて対応します。 災害発生においては、総合相談支援業務で把握している又はサービスを利用している高齢者等の安否確認や必要な支援を職員が連携し対応します。 開所日及び開所時間外の緊急時の対応については、職員間で緊急連絡体制を整えます。
苦情処理と業務への反映	苦情が発生した場合には苦情の内容・苦情申し出人の意向を確認し、迅速かつ適切な対応を行います。また発生した苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより随時受け付けます。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。また苦情に対する評価、反省、改善し地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センターが行う業務の向上に努めていきます。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1) 総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・センターのチラシを活用しながら、高齢者の相談窓口であることの周知を継続していく。 ・民生委員が定期的に開催している民児協に参加し、顔の見える関係を気付き情報共有を密に行うことで連携を強化し地域とのつながりを広げる。 ・ランチを活用し、センターに来所できない相談者についても、引き続き実態把握事業などを通して、アウトリーチ活動（不在時必要に応じて不在票の配布も含め）を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。 ・困難と思われるケースについては各関係機関と連携を取りながら相談事例解決のため連携して対応する。		

(2) 権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待、又は虐待が疑われるケースについて迅速に初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議をセンター内で行い、緊急性の判断、対応方針について対応していく。その際、高齢者虐待対応マニュアルを活用する。 ・消費者被害や成年後見制度の活用が必要な高齢者については関係機関と連携して支援を行う。		
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・定期的に市内のケアマネジャーが集うケアマネジャーネットワークに参加し、地域を担当するケアマネジャーと顔の見える関係を気づき、指定介護予防支援及び介護予防給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。 ・ケアマネジャーの後方支援が適切に行えるようセンター内で3職種が連携して支援方針、支援方法を検討する。また適宜進捗状況を共有する。 ・地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりを行う。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チーム員会議に出席しチーム員として認知症または認知症が疑われる人の自立した生活を支援していく。チーム員としての訪問終了後も必要時センターで個別訪問を継続していく。 ・認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減が図れるよう、啓発活動を行う。 ・認知症本人やその人を支える家族等が集い、交流の場となるよう認知症カフェの開催を行う。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援や高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークを構築する。 ・積み重ねた個別ケースから地域課題が発見できるようセンター内で情報共有し検討していく。		
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市内にあるケアマネジャーネットワークに定期的に参加し自立支援に向けたプランニングが適切に行えるよう情報収集し知識を深めネットワークを構築する。 ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを計画するため研修会に参加するなど、自己啓発に努める。 ・業務の一部を委託する場合、利用者の不利とならないよう公平・中立に委託契約を締結している居宅の中から選定する。また利用者の希望により委託契約が締結されていない居宅を選定する場合は、適宜手続きを経て、委託契約を滞りなく行う。		

(7)その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認を行う。 ・サービスの質の向上に務め、地域に開かれたサービスとなるよう適切な運営が行われているか確認する。 ・センター内でチームで活動するため、多職種の専門性を理解し適切な役割分担が行え、柔軟に対応していけるよう定期的なカンファレンスを行い、情報共有を図る。 ・様々な各種研修に定期的に参加し、研修で得た知識や技術をチームで共有する。		

令和6年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

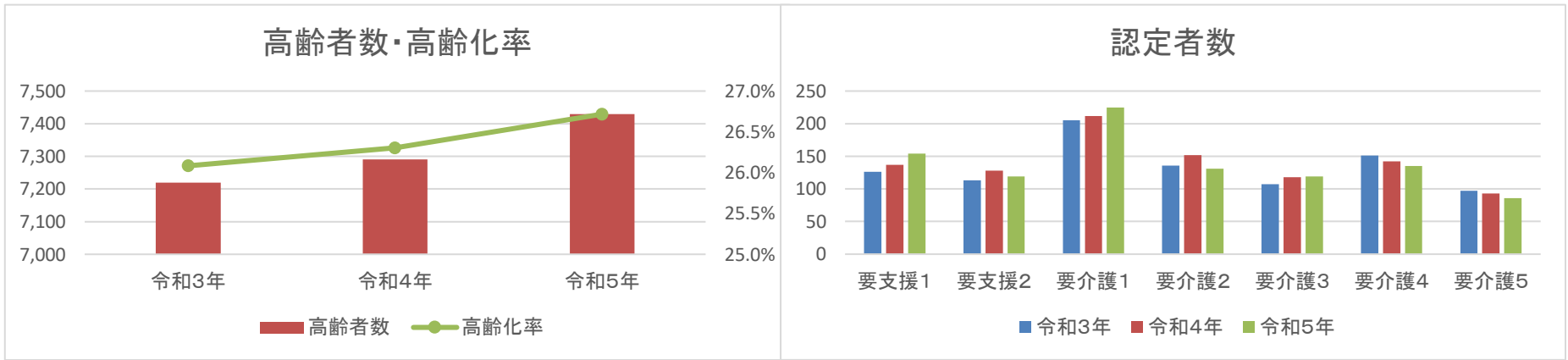
計画作成日 令和6年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター			
業務地域		今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖			
運営法人名称		社会福祉法人 みどりの風			
受託期間(初回受託開始日)		令和5年7月1日～令和10年3月31日（令和5年7月1日）			
職員配置					
令和6年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
飯塚 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者・認知症地域支援推進員	
古川 茂	社会福祉士	社会福祉士	常勤	認知症地域支援推進員	
並木 智志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
片桐 麻里子	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
武井 千晶	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	育休中
福島 タカ子	介護支援専門員	介護支援専門員	常勤		
令和7年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和3年	令和4年	令和5年
人口	27,680	27,717	27,806
高齢者数	7,220	7,291	7,429
前期高齢者数	4,058	3,881	3,710
後期高齢者数	3,162	3,410	3,719
高齢化率	26.1%	26.3%	26.7%
要支援1	126	137	154
要支援2	113	128	119
要介護1	205	212	225
要介護2	136	152	131
要介護3	107	118	119
要介護4	151	142	135
要介護5	97	93	86



3. 基本方針・重点目標

包括支援センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが目的です。そのため、地域包括ケアシステムを構築・運営し、かつ有効に機能させるために保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行うことが大切であると考えます。その実現のために、次の4つの視点を重要視していきます。

- ①総合性: 多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のための支援
- ②包括性: 介護保険サービスのみならず、多様な社会資源を有効的に結びつける
- ③継続性: 高齢者の心身の変化に応じ、生活の質の確保を目指し、適切なサービスを継続的に提供
- ④予防性: 地域における将来の課題を見据えた予防的対応

また、袖ヶ浦市地域包括支援センター、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉等の多職種連携によって取り組んでいきます。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮します。そして、一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応していきます。具体的には、地域包括支援センターに相談をした方に対しては、サービス事業者一覧表等を提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするようにご案内します。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期します。業務用コンピューターの使用は、センター職員だけが使用できるようパスワードを設け、他の人が使用できないよう管理します。また、外部接続媒体の利用制限やネットワークセキュリティの導入、外部への持ち出し禁止、帰宅時には鍵のかかったボックスにコンピューターを片付け管理します。個人ファイルについては、鍵のかかる書庫に保存して、個人情報の管理の徹底を図ります。夜間・休日の事務所管理では、防犯サービス、火災監視サービスなどセキュリティサービスを委託します。 各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を使用する場合には、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することをあらかじめ本人に同意を得ていきます。指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮します。守秘義務が課されないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得ていきます。 また、業務内で扱う全ての個人情報に対して、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じて措置を講じます。万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに市に報告し、指示に基づき対応します。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため関係機関と連携し対応していきます。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、損害補償保険にて対応します。 災害発生においては、総合相談支援業務で把握している又はサービスを利用している高齢者等の安否確認や必要な支援を職員が連携し行うとともに、市と協議してその指示に従います。 閉所日及び開所時間外の緊急時の対応するために、24時間対応可能な連絡体制のため携帯電話を職員交代で持ち対応していきます。また、本体施設との連携をとり緊急連絡体制を整えます。
苦情処理と業務への反映	苦情処理体制については、苦情受付窓口を設置し、苦情解決に関する規程に遵守し対応します。この規程には、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情が発生した場合には苦情の内容・苦情申し出人の意向を確認し、迅速かつ適切な対応を行います。苦情は直接、電話、Eメール、書面、玄関に設置する意見箱などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。また必要に応じ、市に報告するとともに苦情解決のための助言、指導を受けるようにします。そして、苦情に対する評価、反省、改善し地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センターが行う業務の向上に努めていきます。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・センターのチラシを活用しながら、高齢者の相談窓口であることの周知を継続していく。 ・民生委員が定期的開催している民児協に参加し、顔の見える関係を築き情報共有を密に行うことで連携を強化し地域とのつながりを広げる。 ・センターに来所できない相談者についても、引き続き実態把握事業などを通して、アウトリーチ活動（不在時必要に応じて不在票の配布も含め）を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。 ・困難と思われるケースについては基幹型と連携を取りながら相談事例解決のため連携して対応する。		

(2) 権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待、又は虐待が疑われるケースについて迅速に初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議をセンター内で行い、緊急性の判断、対応方針について基幹型と連携を取り対応していく。その際、高齢者虐待対応マニュアルを活用する。 ・消費者被害や成年後見制度の活用が必要な高齢者については関係機関と連携して支援を行う。		
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・定期的に市内のケアマネジャーが集うケアマネジャーネットワークに参加し、地域を担当するケアマネジャーと顔の見える関係を築き、指定介護予防支援及び介護予防給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。 ・ケアマネジャーの後方支援が適切に行えるようセンター内で3職種が連携して支援方針、支援方法を検討する。また適宜進捗状況を共有する。 ・地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりが行えるよう基幹型と協力していく。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チーム員会議に出席しチーム員として認知症または認知症が疑われる人の自立した生活を支援していく。チーム員としての訪問終了後も必要時センターで個別訪問を継続していく。 ・認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減が図れるよう、啓発活動を行う。 ・認知症本人やその人を支える家族等が集い、交流の場を提供する。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市が開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。 ・市が開催する自立支援型地域ケア会議の開催に協力し、高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークを構築する。 ・積み重ねた個別ケースから地域課題が発見できるようセンター内で情報共有し検討していく。		
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市内にあるケアマネジャーネットワークに定期的に参加し自立支援に向けたプランニングが適切に行えるよう情報収集し知識を深めネットワークを構築する。 ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを計画するため法人内外の研修会に参加する。 ・業務の一部を委託する場合、利用者の不利とならないよう公平・中立に委託契約を締結している居宅の中から選定する。また利用者の希望により委託契約が締結されていない居宅を選定する場合は、市に申し出て委託契約を滞りなく行う。		

(7)その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認を行う。 ・サービスの質の向上に務め、地域に開かれたサービスとなるよう適切な運営が行われているか確認する。 ・センター内でチームで活動するため、多職種の専門性を理解し適切な役割分担が行え、柔軟に対応していけるよう定期的なカンファレンスを行い、情報共有を図る。 ・法人内外の研修に定期的に参加し、研修で得た知識や技術をチームで共有する。		

令和6年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

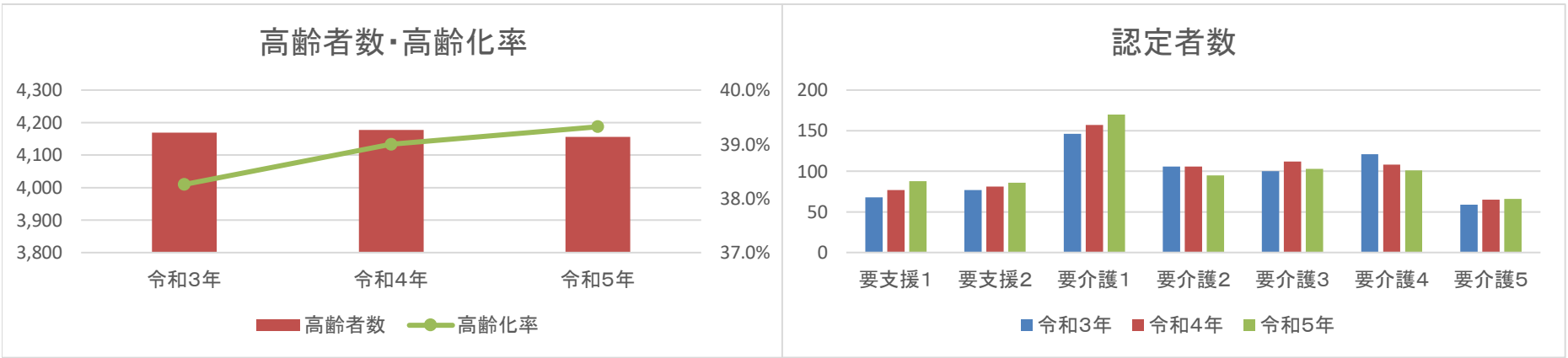
計画作成日 令和6年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター			
業務地域		永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田			
運営法人名称		社会福祉法人 瑞光会			
受託期間(初回受託開始日)		令和5年10月1日～令和10年3月31日（令和5年10月1日）			
職員配置					
令和6年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
坪内則子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバン・メイト	
春名剛志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
伊藤 美智代	社会福祉士	社会福祉士	非常勤		
北原忠司	社会福祉士	社会福祉士	常勤		
令和7年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和3年	令和4年	令和5年
人口	10,897	10,710	10,569
高齢者数	4,169	4,177	4,156
前期高齢者数	2,121	2,042	1,927
後期高齢者数	2,048	2,135	2,229
高齢化率	38.3%	39.0%	39.3%
要支援1	68	77	88
要支援2	77	81	86
要介護1	146	157	170
要介護2	106	106	95
要介護3	100	112	103
要介護4	121	108	101
要介護5	59	65	66



3. 基本方針・重点目標

基本方針 平川地区では人口減少に加え、高齢化率は市内で最も高い地域となっている。今後更に高齢者の増加が見込まれることから、介護予防や可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができる支援を行っていく。
重点目標 ・高齢者の相談窓口として、総合相談を広く受け付けられるよう、周知活動や地域住民、民生委員、各関係機関と顔の見える関係づくりを継続し、連携を強化していく。 ・認知症に対する正しい理解や普及を行い、認知症の方とその家族を地域で支えていけるよう地域住民の意識向上に努める。 ・多様化する相談やニーズに対応していくことや、成年後見制度の利用や、高齢者虐待への対応が適切に行えるよう、研修会の参加や、各専門職の連絡協議会へ参加することで、包括職員のスキルアップを図る。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら運営していく。また、関係法令等を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮する。
個人情報保護	地域包括支援センターの職員及びこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らさない。また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくとともに、指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏の無いよう指導・配慮する。なお、本業務内で扱う全ての個人情報に対して、別記「市が保有する情報の取扱いに関する特記仕様書」に準ずる措置を講ずるものとし、万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに袖ヶ浦市へ報告し、袖ヶ浦市の指示に基づいて対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するための必要な措置を講ずるとともに、市へ速やかに報告する。
苦行処理と業務への反映	苦情処理については、苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努める。また、必要な場合は速やかに袖ヶ浦市に報告する。 業務への反映については担当者が全過程を記録し、今後同様の問題が生じないよう適宜確認を行うようにし、更にセンター内で会議を開催し、必要に応じて会議で事例検討を行なう。会議では原因と結果の明確化、責任の所在と内容の明確化、具体的な対応策の立案、具体的な再発防止策の立案、今後の対応について話し合い、袖ヶ浦市への報告する。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・各相談の早期解決に向け、フォーマル、インフォーマル問わず連携を取るように心がける。その際、民生委員、児童委員との連携が必要となる場面が多い為、民児協等を利用し、密な情報交換に努める。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。		
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、速やかに市へ報告し、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。		

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・困難事例に対しては、適宜個別の地域ケア会議を開催し、多職種で問題解決を図る。 ・介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問、情報提供を行うなど、後方支援を行っていく。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護等、地域での生活が継続できるようにする。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を育てる。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・個別課題検討型・地域課題検討型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決に向けた支援を行う。 ・市が開催する自立支援型の地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。		
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・要支援認定者及び総合事業対象者の「その人が目指す自立した生活」を個別的に捉え、利用者本人が主体的に取り組めるケアプランを作成する。 ・地域包括支援センター職員の研修の受講や地域包括支援センター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。		
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・3職種が協力して課題に取り組めるよう「情報の共有」「目的の共有」を行う。 ・異なる職種、複数名で困難ケース、初回訪問等に対応することで、多職種の視点、考え方を学び合う。 ・外部研修への積極的な参加。		

議題(ア) 令和6年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について(事後承認)

- 指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。
- 令和6年8月1日現在、本運営協議会にて、居宅介護支援事業所への指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託について承認を受け、以下の居宅支援事業所と契約を締結しております。
【袖ヶ浦市地域包括支援センター:30事業所(市内10事業所、市外20事業所)、長浦地区地域包括支援センター:27事業所(市内10事業所、市外17事業所)、平川地区地域包括支援センター:23事業所(市内9事業所、市外14事業所)】
今回下記の居宅介護支援事業所より、業務委託契約の希望がありましたので、追加して承認を求めるものです。
なお、本来であれば公正・中立性を確保する観点から、事前に承認をいただくものでございますが、やむをえない理由により事後の承認いただくものです。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)									
No.	契約包括	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
					住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	袖ヶ浦市地域包括支援センター 長浦地区地域包括支援センター	令和6年9月1日	1273001519	星野ケアマネジャー事業所	千葉県君津市中野6-8-3	令和5年8月1日	令和11年7月31日	千葉県君津市中野6-8-3	合同会社 響

【補足説明】
「星野ケアマネジャー事業所」につきましては、ご利用者様がこの事業所のことをよくご存じであり、ケアマネジメントの依頼を強く希望され、早急なサービス利用の必要性があったため、事後での承認をいただくものであります。

地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について

1 地域密着型サービス事業者の公募について

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実に図るために、施設等を整備・運営する事業者を選定するために公募を実施しました。

2 公募したサービス等

（1）公募したサービス

種類	条件	定員等	整備地域
認知症対応型共同生活介護 （介護予防を含む） （認知症高齢者グループホーム）	創設 1施設	定員 18人	市内全域

（2）開設年度

令和8年度中

3 整備運営事業者の公募

整備運営事業者の公募は、令和6年9月2日から9月13日まで実施し、1事業者より公募の申込がありました。

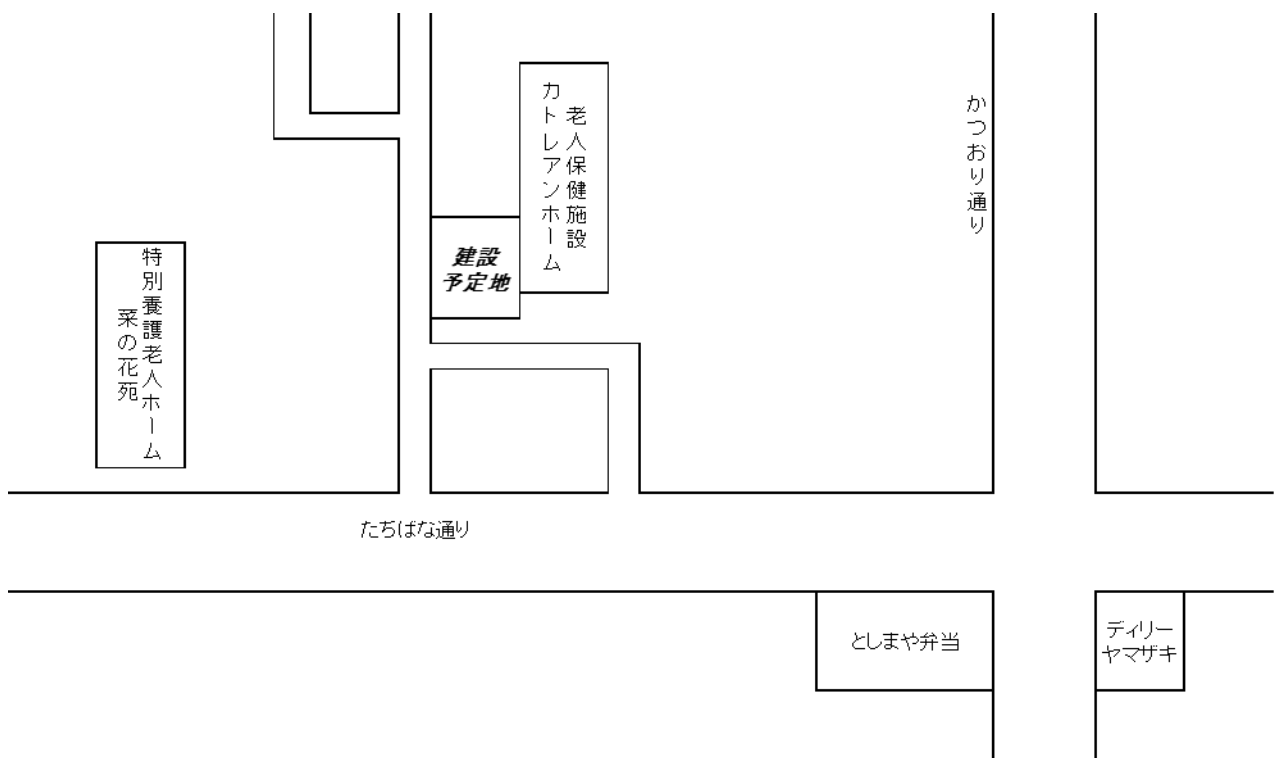
4 整備運営候補事業者の選定について

市職員で構成する袖ヶ浦市地域密着型サービス施設等整備運営事業者選定委員会において、9月26日に応募事業者からの提案書類、プレゼンテーションに基づき審査を行い、次のとおり整備運営候補事業者を選定いたしました。

○ 選定結果

1 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）（認知症高齢者グループホーム）

- (1) 法人名 社会福祉法人さつき会
 (2) 法人所在地 袖ヶ浦市神納4 1 8 1 番地 2 0
 (3) 代表者 理事長 矢田 高裕
 (4) 開設予定年月 令和 8 年 4 月
 (5) 整備予定地 袖ヶ浦市蔵波 2 7 1 4 番地 2
 (6) 予定建築物 木造 2 階建て 建築面積 3 1 0 . 8 5 m²
 延べ床面積 5 8 5 . 0 0 m²



袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について

1 改正を行う市の条例

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年条例第2号）

2 改正理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

3 改正内容

（1）「常勤換算方法による地域包括支援センター職員の配置について」

地域包括支援センター職員の員数について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置を原則としつつ、第一号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

⇒条例第2条第1項の改正を行う。

（例）

常勤職員の保健師Aを任用したいが、人材確保が困難なため、非常勤職員の保健師B及び保健師Cを任用する。

（常勤換算方法）

本市の地域包括センターの常勤職員の保健師Aの勤務すべき時間数は月149時間（7時間45分×20日）であるため、非常勤職員の保健師B及び保健師Cの合計業務時間を月149時間以上となるように配置する。

（2）「地域包括支援センターにおける3職種の配置について」

地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員を配置しなければならないこととする。

⇒項（条例第2条第2項）を追加する。

(例) AからC地区それぞれに3職種の職員各1名を配置しなければならなかったものが、AからC地区を合算し、地区の実情に応じて配置することが可能となる。

改正後	現行
A地区 保健師：1名 社会福祉士：1名 <u>主任介護支援専門員：2名</u>	A地区 保健師：1名 社会福祉士：1名 主任介護支援専門員：1名
B地区 保健師：1名 社会福祉士：1名 主任介護支援専門員：1名	B地区 保健師：1名 社会福祉士：1名 主任介護支援専門員：1名
C地区 保健師：1名 社会福祉士：1名	C地区 保健師：1名 社会福祉士：1名 主任介護支援専門員：1名
合計（A地区、B地区、C地区）	
保健師3名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員3名	

(3) この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。

⇒附則を公布の日とする。

(4) その他所要の改正を行う。

⇒項（条例第2条第2項）を追加したことに伴い、条項ズレ等の整理を行う。

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行	改正内容
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。))は、原則として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1)～(3) (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めたときは、複数の地域包括センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括セ</u>	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 <u>地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1)～(3) (略)	条例改正の概要2改正内容(1) 条例改正の概要2改正内容(2)

ンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会_____

_____において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準とすることができる。

(略)	
おおむね1, 000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1, 000人以上2, 000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2, 000人以上3, 000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準とすることができる。

(略)	
おおむね1, 000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1, 000人以上2, 000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2, 000人以上3, 000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

条例改正の概要2改正内容(4)

条例改正の概要2改正内容(4)

【参考：令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要抜粋（厚生労働省老健局 介護保険最新情報 vol. 1299）】

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

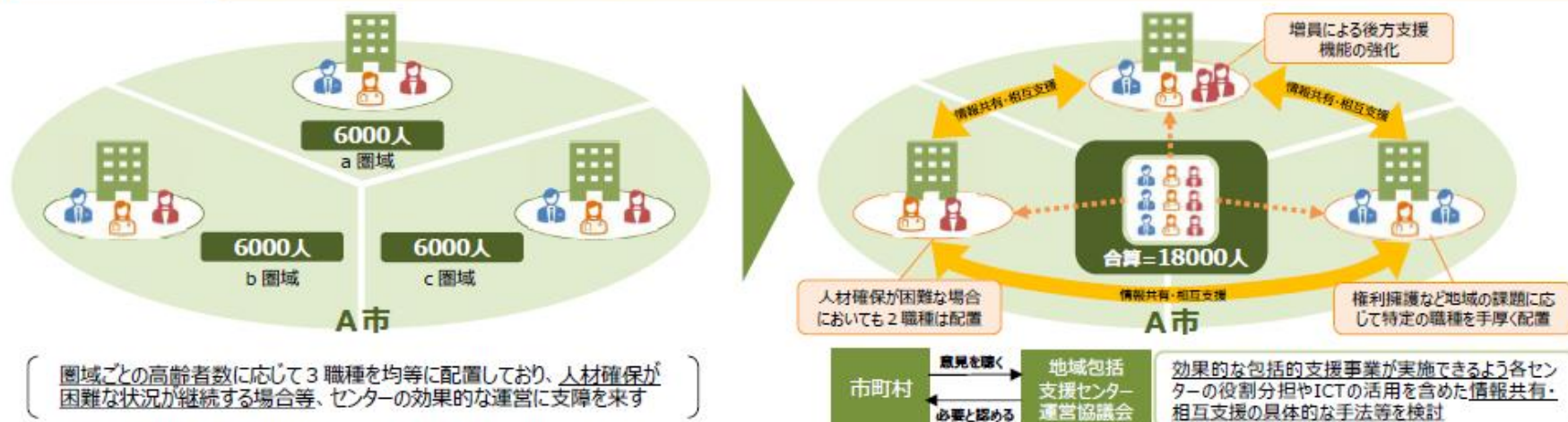
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正を行う市の条例

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

2 市の条例の改正内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

3 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

議題（工）資料